

開会 午前 9 時 0 0 分

開 会

- 議長（板谷 信君） ただいまから平成23年第 1 回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

- 議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

- 議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、会計管理者兼出納室は所用のため欠席していますので、御了承ください。

諸般の報告

- 議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月24日、町長から第 1 回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案18件が町長から提出されております。
次に、監査委員から、例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。
なお、内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

- 議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつ
があります。町長、佐藤公敏君。
○町長（佐藤公敏君） おはようございます。

本日は、平成23年第 1 回定例会の開催をお願いいたしましたところ、お忙しい中にもかか

ならず、全員の御出席をいただき開催できますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、チュニジア、エジプト両政権を倒した民主化デモの波が北アフリカのリビアからペルシャ湾岸のバーレーン、サウジアラビアなど中東全体に拡大しております。中東の独裁政権は、武力で民主化を封じ込めようとしていおりますが、弾圧すればするほど民衆の怒りは燃え盛り、反体制デモの勢いは強まっております。各国で起こっているデモには、国民の約半数を占める若者の高失業率や格差の拡大、食料はじめ物価の急騰、独裁政権による言論や表現の自由に対する抑圧など、政権への不満がうっせきしているところに共通点があると思われれます。しかし、それぞれの国には支配体制や宗教対立など、国内事情に違いがあり、中東全体に「民主化ドミノ」現象が起きるかどうかなという点については不明な点もあります。いずれにしても、強権支配から民主化へという大きな流れはとめ切れないだろうと見られております。

中東諸国のデモの呼びかけには、インターネットの交流サイト「フェイスブック」などが果たした役割が大きいと言われております。

民主党政権では、しばしば政府高官を務めた、ハーバード大学のジョセフ・ナイ氏は、静岡新聞「論壇」の中で、「世界的情報時代の今日、すべての国は極めて重要な問題に直面している。それは、最も強固な政権においても、多くの事件がその政府の外で起こっていることである。一般の社会通念では、最大の軍隊を持つ国家が勝利をおさめる、と考えられてきた。だが、情報時代においては、勝利をおさめるのは、最も巧みな説明能力を持っている国家、あるいは国家以外の組織なのかもしれない。ソフト・パワーは、ハード・パワーとの混合体の中でより重要になっている」とし、「チュニジアやエジプトが証明したように、国の内外の人々の大多数は、情報を入手することで政治的パワーを獲得することができる。国家権力はこれまで常に情報の流れとその統制に頭を悩ませてきた。だが、新たな問題、つまり我々がエジプトで目の当たりにしたことは、コミュニケーションの速度に加え、技術進歩によって広い階層が主要な役割を演じるチャンスと力を得た点である。情報化時代の世界に求められているのは、ハード・パワーとソフト・パワーの資源を組み合わせたスマート・パワー戦略を駆使する新たな政策である」と述べおります。

我が国の景気について見ると、改善テンポが鈍化した状態から徐々に脱しつつあると見られ、先行きについては緩やかな回復経路へ向かうだろうと言われております。

輸出や生産は海外経済の改善を背景に、緩やかに増加していくと見られ、設備投資も企業利益が改善基調にある中で、徐々に持ち直しの動きがはっきりしていくものと思われれますが、設備過剰感も残ることなどから、そのスペースは緩やかなものととどまる可能性が高いと言われております。雇用、所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいるようであります。個人消費については一部の財に駆け込み需要の反動が見られ、住宅投資は持ち直しつつありますが、公共投資は減少しております。

物価の現状について見ると、国内企業物価は国際商品市況の動きを反映して、当面、上昇

を続けると見られます。消費者物価の前年比はマクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、基調的に見れば下落幅が縮小していくと予想されます。

このように、緩やかな回復に向かっているとはいえ、まだまだ厳しい状況が続く中で、国内政治は、国会がねじれ状態で、混迷を続けております。衆議院予算委員会は、2月28日、平成23年度予算案を与党の賛成多数で可決しました。与党は、引き続き、衆議院本会議で可決し、参議院に送付します。3月2日までに衆議院を通過すれば、憲法の規定により、参議院送付後30日で成立することから、年度内成立は確定いたしました。しかし、赤字国債発行のための公債発行特例法案など、いわゆる予算関連法案は、野党の協力を得られていないため成立が見通せず、菅内閣にとって厳しい政権運営が続くものと思われます。このような事態は今までに経験がなく、国民生活や地方自治体における行財政運営にどのような影響が出てくるのか心配されるところであります。

一方、愛知県や名古屋市における首長選挙などから地域主権を掲げる地方政党の動きも活発化しております。

このようにさまざまに動く国内政治状況の中で、4月に迫った統一地方選挙の行方にも大きな関心が寄せられるところでもあります。

2月24日、5年ごとに行われる国勢調査の速報値が発表されました。

これによりますと、静岡県の人口は376万5,042人で、5年前と比べて2万7,333人、0.7%の減少となりました。世帯数では139万8,550世帯、5年前に比べ4万4,972世帯、3.3%の増加となっておりますが、静岡県においても、調査開始以来、初めて人口が減少に転じたという点が大きく取り上げられました。

川根本町は、平成17年の8,988人から8,072人へと916人の減少、減少率は県内トップの10.2%となっております。また、世帯数では3,057世帯から2,984世帯となり、73世帯、2.4%の減少となりました。

人口規模が小さく、高齢化が最も高い川根本町では、分母が小さくなっている分、減少率も高くなってしまいます。町の活力は人口の多寡に負うところが大きく、多くの人たちが地域の中に住まい、働き、触れ合うことによってにぎわいが生まれることを考えると、人口が減少するということは大きな問題であります。

人口には定住人口と移動人口があり、定住人口には生え抜きの人とよそから転入して居ついた人があり、移動人口には通勤・通学で町外から本町に通う人と、商用・ビジネスなどで訪れる人、そして観光などで訪れる交流人口があります。川根本町としては、定住人口の増加とともに、観光などでこの地を訪れる交流人口の増加を図ることが、これからの町の施策として重要になってくると考えられます。そのための施策の展開が求められてくるものと考えます。

いずれにしても、「地域の元気再生」「地域住民が安心して暮らせる、安全安心のまちづくり」、そして「地域住民が主役となって取り組めるまちづくり」を目指して、これからのま

ちづくりに積極的に取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様の御理解と御指導、御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

今回の定例会で御審議いただくのは、条例の一部改正 4 件、駿遠学園管理組合に係る規約変更 1 件、工事請負契約の変更契約締結 1 件、補正予算 5 件、そして当初予算 7 件の 18 件であります。御審議の上、御採択賜わりますようお願い申し上げまして、行政報告に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、8 番、中澤智義君、9 番、市川昌美君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 15 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 16 日までの 15 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 1 号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第 3、議案第 1 号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第 1 号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正す

る条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案 1 ページをごらんください。

町内地区コミュニティ施設には、昭和56年5月31日以前の、いわゆる旧基準で設計・建築された施設が12カ所あります。内訳は町有施設が5カ所、自治会所有施設が7カ所になります。

想定される東海地震をはじめ、揺れの強い地震が発生した場合を考えると、当該施設を管理または所有する自治会におきましては、その耐震性や安全性に不安を感じるところであります。

大規模な災害が発生した場合、地区コミュニティ施設は自主防災活動の拠点として重要な役割を担うことになります。地域における安心・安全な暮らしを確保するためには、地区コミュニティ施設の耐震補強事業は重要な政策であると考えます。

そのため、耐震診断から、その結果に基づく必要な耐震補強までを支援の対象といたし、今回、標記条例の一部改正を上程するものであります。

町有施設に対する修繕工事は町が実施し、自治会にその費用の一部を負担していただいておりますが、この耐震補強事業に関しては、行政主導で実施すべきであるとの観点から、自治会の負担率を10分の0とするものです。

なお、自治会が所有する地区コミュニティ施設の修繕工事に対しては、川根本町地区コミュニティ施設維持修繕事業費補助金にて支援をしていますが、本条例改正に合わせ、耐震補強事業に対する補助率を10分の10に改正するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 4点質問いたします。

附則が書いてあるんですけれども、この附則によると、耐震補強工事を地区負担ゼロでやるのは、平成24年度分までとしていますけれども、期限を切った理由は何かお聞きします。

それから、2番目ですけれども、耐震工事と老朽化による補修修繕などの工事をどのように線引きをするのか伺います。

3点目は、実施のための要綱や規則など、できているのか伺います。

そして、4点目ですけれども、地区集会所は安心・安全のまちづくりの拠点であり、地区の文化やボランティア活動の拠点としても、住民に身近で最も公共性が高いもので、行政としてもなくてはならないもののはずです。良好な管理を求められるものと思いますが、維持管理への多額な地元負担に地区の役員の方々や住民が苦しめられていることは、地域自治会振興交付金を決めた途端に多くの地区で負担、この地区集会所の改修工事の地区の負担分に、地元負担分に充てるという方針が出されているのを見ても明らかだと思います。集会所の大

規模修繕などへの多額な地区負担の見直しを検討する考えはないか伺います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） ただいまの御質疑につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、今回の一部改正は、御存じのとおり昭和56年5月31日以前に建築された集会施設、12カ所の耐震診断を実施し、その結果に基づきまして必要な耐震補強工事を平成24年度までに全施設を終了したいと考えております。そのため、耐震補強事業負担金の適用期限を平成24年度までとしたところであります。

次に、第2点目でございますけれども、どのように線引きするのかという御質疑でございます。

耐震補強のためには、一般的に筋交いというのがあるんですけれども、筋交いを入れたり、柱も基礎も固定する工法があります。その際に、壁等を取り外したりする必要がありますが、この復旧までは耐震補強工事で実施します。耐震補修とか修繕は老朽化等により区から要望があった場合に実施する工事などと考えております。

次に、3番目でございますけれども、要綱や規則はできているかということでございますけれども、これは実施のためということでございますけれども、実施のための要綱や規則はありませんが、耐震診断は補強計画の仕様書を現在作成中でございます。

次に、4点目でございますけれども、集会所の大規模修繕の見直しを検討する考えはないかという御質疑でございます。

現在、150万以上は3分の1、10万以上150万円未満は2分の1という区の負担率でやっておりますけれども、これにつきましては、現在のところ考えておりません。しかし、区に交付しております事務取扱交付金については、地区の実情を勘案し、今後見直しを検討しなくてはならないと思っております。

以上、4点お答えさせていただきました。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後の点で再質問させていただきます。

この地元の負担については見直す考えはないということですが、その代わり地区の交付金、事務取扱交付金を見直すということで、それは各区内とか行政内で一致しているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） 事務取扱交付金につきましては、各地区の実情を勘案しまして、まだ区の方の報告はしてございませんけれども、今後これは検討していくべきだというふうに考えております。

（「確認できているんですね、それは」の声あり）

○総務課長（西村太一君） はい。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第１号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第２号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する 条例について

- 議長（板谷 信君） 日程第４、議案第２号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第２号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表２ページをごらんください。

国民健康保険に係る出産育児一時金につきまして、平成21年５月22日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令、平成21年政令第139号が公布され、平成21年10月１日に施行された出産育児一時金の４万円暫定引き上げについて、平成23年４月より恒久化することによる条例改正を行うもので、平成23年３月31日までの暫定的支給額39万円について、４月１日以降も39万円の支給額とするための条例の一部を改正するものであります。

以上が一部改正の内容です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑にありますか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点ですけれども、全協でもこのことについて、出産にはもっとお金がかかるはずだとか、子供をもっと産んでもらいたいんだから、もっと増やしたらどうだとか、少な過ぎるとか、いろいろな声が出ました。それで、1点通告をしたんですけれども、町長はこの39万円の出産育児一時金に対して、金額を妥当と思われるかどうかお聞きします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（西村 一君） 今、言われました出産一時金につきましては、平成21年度第1回川根本町国民健康保険運営協議会におきまして、出産一時金の見直しについて検討をしていただきました。その審議の結果は4万円引き上げることが妥当であるとのそのときの結論になっております。この結論に基づきまして、その当時39万円とさせていただいたものであります。

以上です。

（「町長に聞いた」の声あり）

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今後については、国や出産費用の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 動向といいますと、今、現実にはわかっているのは、このお金では足りないことが多い、この金額では、病院などで出産するとき、助産婦さんは足りるんじゃないかと思うんですけれども。それと子供をもっと産んでいただきたいという、子供を増やしたいという町の政策から見て、町長はどう考えるかということをお聞きしたかったんですけど。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そういうことを踏まえて考えていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 通告はしておりませんが、要するに、何かこの予算の組み方というのか、それと町の方針とかいろいろなものを考えたときに、少子化対策ということをあれほど言っているのに、ほかの予算をばらまきと言ったら、またおしかりを受けるかもしれませんが、もうちょっと思い切った対策ができないと、子供が増える、いわゆる少子化対策というのは何かかけ声だけに終わっちゃうんじゃないかなと思いますので、その点、今後どう考えていくおつもりですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 何とか人口を増やしたい。そのためには若い方に結婚していただいて、子供を産んでいただくということが一番大事な施策だというふうに思っています。そういう

意味で、いろいろ結婚につながるようなということで、ちゃっきり娘ですとか、いろいろな施策をやってきているわけですが、なかなか今の傾向といいますか、そういう中で結婚をなかなかしていただけないという背景が1つあります。それから、結婚してもお子さんを子育てにいろいろな意味で教育ですとか、お金がかかるということもあるんでしょうが、なかなか多くの子供さんを産んでいただけないというような時代背景といいますか、そういうものもありますので、そういう中で恐らく今回の出産育児一時金だけの話ではないと思うんですけども、いろいろな背景があって、こういう状況になっているのではないかというふうに思います。そういう中で、いろいろな施策を総合的に組み合わせていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

町としても、先ほども冒頭申し上げましたように、人口が大変大幅に減っているという状況がございますので、いろいろな施策を組み合わせながら、何とか少しでも増えていくような方向へ持っていけるように頑張っていきたいというふうに思いますので、そういう中で皆様方の御指導もまたお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第3号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条

例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第3号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。

平成18年度から20年度にかけて、町営住宅沢脇団地を整備してまいりましたが、団地内に複数の地目や地番が存在していたことから、地目の変更及び合筆登記を実施いたしました。これに伴い、団地の地番変更が必要となりましたので、川根本町営住宅管理条例別表の改正を行うものであります。

なお、新地番の変更日は平成23年4月1日の予定であります。

また、大島団地については、改正前は東藤川649番地の2ほかとなっておりますが、A棟、B棟それぞれ代表地番が決まっておりますので今回あわせて追加標記するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 質問が終わりました。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

- 10番（鈴木多津枝君） 質問が終わったんじゃないかと、説明が終わったんですけど。

- 議長（板谷 信君） あ、説明が終わりました。

- 10番（鈴木多津枝君） すみません、細かいことで。

まず、4点お聞きしたいんですけども、1点目は、別表の各団地の住宅の戸数と入居者数を教えていただきたいと思います。

それから、2点目は、中津川団地、野志本団地、桑の実団地は大変古い、大変というか、かなり古いと思うんですけども、耐震はどういうふうになっているかお聞きします。

それから、3点目は、大島団地は以前、何か若者用の特公賃の住宅になっているようなことを聞いたような記憶があるんですけども、記憶間違いだったら指摘していただきたい、訂正していただきたいんですけども、その点を確認したいと思います。

それから、4点目は、今後どのように建て替えなどを進める考えか、老朽化した住宅も含めて、そういう計画がきちんとつくられているかどうかお聞きいたします。

- 議長（板谷 信君） 建設課長。

- 建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、一番最初の質問ですけども、各団地の住宅戸数と入居者数ということでございますが、団地数、上から順番に申し上げます。

まず、沢脇団地の北部でございますけれども、戸数10戸で14人の入居者がおります。次に、沢脇団地南部でございますが、8戸で19人。それから、高郷団地ですが、20戸で43人。中津

川団地ですけれども、12戸で5人の入居者です。野志本団地につきましては12戸で6人入居をしておられます。地名団地ですが、6戸で10人。それから、大島団地のA棟でございますけれども、12戸で20人。大島団地のB棟につきましては、12戸で24人。桑野山団地でございますが、10戸で21人。最後に、桑の実団地でございますけれども、2戸で、現在3名が入居しておられます。

次に、質問の2でございますが、中津川団地、野志本団地、桑の実団地の耐震状況はということでございますけれども、この3カ所の団地につきましては、昭和56年以前の建物でありまして、今の基準には適合しておりません。したがって、平成28年度までに順次用途廃止を行いまして、取り壊す予定となっております。

それから、質問3でございますが、大島団地は若者用特公賃住宅ではないのかという御質問ですけれども、大島団地につきましては一般的な町営住宅になります。

それから、質問の4ですが、今後どのように建て替えなどを進める考えかという御質問ですが、中津川、野志本、桑の実団地以外の住宅につきましては、耐震基準を満たしておりますので、現時点ですぐに建て替えとか、そういう計画は特にございませんが、平成23年度になりますけれども、町営住宅等の長寿命化計画というものを策定し、今後の管理等の方針につきまして検討をしていくという予定でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 大島団地が特公賃じゃないかという、若者定住用の住宅、特公賃かどうかわかりませんけれども、定住用住宅目的で建てられたのではないかと聞いていたんですけれども、ちょっと勘違いだったようで、桑野山の住宅に若者住宅の目的で建てられたものがあるんじゃないかと思うんですけれども、その点はどうなのでしょう。今回ここに、次のページにも、次の議案にも載ってないもんですから、一般の住宅として扱っているのかどうか、その点を確認したいと思います。

それから、もう1点、最初の住宅戸数と入居者数しか通告をしなかったんですけれども、入居している世帯数がもしわかれば教えてください。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 御質問2つございましたけれども、まず、特公賃の関係ですが、先ほど私が申し上げたのは、一般住宅のみの団地でございます。確かに桑野山団地に特定公共賃貸住宅があります。戸数は10戸で現在15人の方が入居をしておられます。

それから……。

○議長（板谷 信君） 世帯数。

○建設課長（大石守廣君） 世帯数、すみません。町営住宅の入居している世帯数ですけれども、沢脇団地の北部につきましては戸数10戸のうち10戸、10世帯ですね。それから、沢脇団地南部は8世帯、それから、高郷団地につきましては19世帯、中津川団地が3世帯、野志本

団地が4世帯、地名が6世帯、大島団地A棟が11世帯、それから、大島団地B棟が9世帯、桑野山団地が10世帯、桑の実団地が1世帯です。それから、特公賃の桑野山団地ですが、ここには7世帯が入居しておられます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第4号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第4号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案4ページをごらんください。

平成17年度から20年度にかけて、若者定住促進を目的として地名地区に住宅を建設いたしました。また、平成21年度から22年度にかけては駐車場及び公園等の周辺整備を実施し、これで若者定住促進住宅の整備事業が完了となりました。

このため、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の別表第1に新たにB

棟、C棟を追加するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほどの一般住宅と同じように、入居者数と世帯数、世帯数も多分わかると思いますので、わかったら教えてください。それから、小学生以下の乳幼児数、それから、義務教育の児童生徒数についてお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、若者住宅の建設というのは、今、当町において一番熱い注目の課題であるわけですが、先ほど23年度に計画をつくるということを答えられていましたので、そのちょっと質問を変えまして、その計画のつくり方ですね。例えば住んでいる住民の人たちの意見を聞くとか、それから、よその評判がいいところに募集して、関心がある人を募集して、その委員会に入れるとか、そういうことを考えているかどうかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、入居者数と小学生以下の児童数、義務教育の児童数、生徒数ということでございますが、地名の若者定住促進住宅につきましては16戸ございまして、現在16世帯で51人の方が入居しておられます。その51人の内訳ですけれども、小学生以下の幼児の方が17人、それから、小学生が2人、中学生につきましてはゼロということになっております。

それから、2つ目ですけれども、平成23年度に町営住宅等の長寿命化計画をつくるということで、先ほど説明させてもらいましたけれども、その中では町営住宅や特公賃、またこの若住の住宅等も含めまして、今後の管理とか整備方針について検討するという内容になりますけれども、この中では今どういう方法で進めるという具体的な計画はここで持っておりませんので申し上げられませんが、その中で住宅にお住まいの方とか、町民の方々にもアンケート調査といったものは実施をしたいということで考えております。

その中で、先ほども言いましたけれども、今後の整備方針とか、管理方針といったようなものを策定をしております。また、議員の皆様にもお願いをすることがあると思いますけれども、その折にはよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約変更について

- 議長(板谷 信君) 日程第7、議案第5号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第5号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案9ページをごらんください。

駿遠学園管理組合は、昭和44年4月1日、志太榛原地域の3市10町で組織する一部事務組合として設立され、その後の市町村合併を経て、現在は、5市2町の知的障害児の自立支援のため生活指導や教育を実施しております。

今回の規約変更は、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体のうち、御前崎市が当学園利用者の東遠学園組合等への移行により、平成23年3月31日をもって当組合から脱退すること、これに伴い議員定数の減員の変更を行うことが主な理由であります。

このほか、平成22年12月10日に公布された、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律に従い、学園管理組規約の中で障害者自立支援法を引用している条文を改める必要があることから規約を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

- 10番（鈴木多津枝君） 通告をしていませんけれども、今ちょっと気がつきましたのでお聞きします。

新旧対照表を見ると、組合議会の議員の定数なんですけれども、条例で11人を10人に規約変更で改めると書いてあるんですけれども、これは御前崎の分を減らすということだと思えますけれども、新旧対照表の5ページから6ページを見ますと、9人にしか、今までも1名足りなくて10人しかいなくて、それから、ここに規定している島田市2人という、以下の各市町の定数という数を合計しますと9人にしかありません。10人と定めながら、なぜ9人にするのか、そのところをお聞きしたいんですけれども。

- 議長（板谷 信君） 福祉課長、答えられますか。
- 福祉課長（柴田光章君） ちょっとお待ちください。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 答弁ではございません。

先ほど議案説明の中で、議案9ページをごらんくださいと申し上げましたが、議案の5ページから6ページでございますので、訂正させていただきます。

（「議長、暫時休憩」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時47分

- 議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

福祉課長。

- 福祉課長（柴田光章君） すみませんでした。ちょっと新旧対照表の方に錯誤がありまして、牧之原市が2人でございます。そのように訂正してください。失礼しました。
- 議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更

についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(板谷 信君) 日程第8、議案第6号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第6号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年度地名簡易水道施設整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、昨年6月29日平成22年第2回議会定例会により規約締結の議決を受け、その後、昨年12月9日平成22年第4回議会定例会により、工事内容の一部変更について契約締結の議決を得た工事について、再度その工事の内容を一部変更し、その契約金額を259万1,400円増額し、変更後契約金額7,533万9,600円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 平成22年度川根本町一般会計補正予算(第4号)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第7号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第4号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第7号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,958万9,000円としたいというものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいというものであります。

今回の補正予算は、国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策である地域活性化交付金のきめ細かな交付金事業並びに住民生活に光をそそぐ交付金事業の追加、千頭温泉ポンプ改修に係る繰出金及び各事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般17ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は、77万6,000円の減額です。本年度12月議会で改正された条例に基づく議員期末手当の減額と議会会議録作成業務委託の入札差金を減額するものです。

第2款総務費、第1項総務管理費は、4,040万1,000円の減額です。一般管理費は、本年度末の退職者に係る負担金、文書管理費は、需用費、役務費、使用料について特別会計や補助事業等への振り分けにより一般会計分が節約されたことによる減額、自治会振興費は、地域自治会振興事業交付金について地区からの要望調査を踏まえ、平成23年度執行分を減額する

ものです。

第2項企画費は、1,159万5,000円の減額です。まちづくり事業費は、市場開発調査・研究事業費の減額、友好都市推進事業及び癒しの里づくり事業の実績による減額と市場開発推進事業費の追加をお願いするものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、210万3,000円の増額です。社会福祉総務費は、実績による委託事業等の減額、心身障がい者福祉費では、実績見込みによる給付・サービス事業の委託料、扶助費の補正と国の住民生活に光をそそぐ交付金事業として総合的自死予防事業により施設の改修費と委託料を計上するものです。老人福祉費では、報償費、需用費、委託料、補助金、老人保護措置費では、扶助費をそれぞれ実績見込みにより減額するものです。介護保険費では、介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金返還金の増額と特別会計へ繰出金の減額をお願いするものです。

第2項児童福祉費は、298万5,000円の減額です。児童福祉総務費、児童福祉施設費、子育て支援対策費については、実績見込みによる臨時職員等の賃金、需用費を減額し、徳山聖母保育園補助金、扶助費の徳山聖母保育園運営費、委託児童保育所運営費をそれぞれ増額をお願いするものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、473万5,000円の減額です。予防費は、予防接種に係る委託料及び扶助費をそれぞれ実績見込みにより補正するものです。簡易水道施設費は、地名簡易水道施設整備事業及び国のきめ細かな交付金事業実施に伴う繰出金の増額をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、999万2,000円の増額です。農業振興費では、臨時職員に係る人件費と各種補助金を、茶業推進対策費では、報償費、補助金を実績見込みにより、それぞれ補正するものです。農林業センター運営費、自然休養村運営費は、きめ細かな交付金事業として、茶業技術センターのT-GAP対応改修工事、自然休養村管理センターのトイレ改修費の追加をお願いするものです。

第2項林業費は、740万4,000円の増額です。林業振興費、町有林管理費では、実績見込みにより委託料、補助金を減額するものです。林道費は、きめ細かな交付金事業として林道寸又線改良事業費の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は、4,354万6,000円の増額です。商工業振興費は、商工会館建物改修費補助金の減額、観光費は、きめ細かな交付金事業として不動の滝遊歩道改修工事費の追加、温泉施設費は、千頭温泉ポンプ改修工事の追加、接叡峡温泉ポンプ改修事業費の減額に係る繰出金の補正をするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、264万2,000円の増額です。国の追加補助によるT O K A I - 0 総合支援事業の増額です。

第2項道路橋りょう費は、115万円の減額です。道路維持費は、町道に係る土地購入及び登記費用の増額、道路新設改良費は、道整備交付金事業廃止による予定路線測量費の減額で

す。

第3項河川費は、402万円の減額です。前城沢維持工事の工法変更による減額です。

第4項住宅費は、5,145万4,000円の増額です。きめ細かな交付金事業として、町営住宅高郷団地、桑野山団地、大島団地等の外壁塗装、屋根改修等の工事費の追加をお願いするものです。

第9款第1項消防費は、34万5,000円の減額です。常備消防費は、常備消防事務委託料の増額と常備消防に係る備品購入の入札差金を減額するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は、300万円の増額です。教育諸費は、国の住民生活に光をそそぐ交付金事業として、町内小中学校の図書室への図書購入費を追加するものです。

第2項小学校費は、5,091万6,000円の増額です。学校管理費は、臨時職員の人件費の減額ときめ細かな交付金事業として各小学校の空調設備工事、中川根第一小学校の校舎等の改修工事費の追加、教育振興費は、平成23年度からの教科書改訂に伴う前期分の指導用教材の購入費をお願いするものです。

第3項中学校費は、1,264万7,000円の増額です。学校管理は、臨時職員の社会保険料の減額ときめ細かな交付金事業として、各中学校の空調設備工事費の追加をお願いするものです。

第4項社会教育費は、62万4,000円の減額です。社会教育総務費は、実績による中学生海外英語研修事業委託料の減額と住民生活に光をそそぐ交付金事業として、図書ネットワークシステム改良更新事業の追加、文化会館運営費は、実績見込みに伴う委託料の減額です。

第12款公債費、第1項公債費は、600万円の減額です。平成21年度借入分の町債の利子の実績見込みによる差額を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般11ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は、5,498万3,000円の増額です。平成21年度の国税の自然増収などを財源として国の経済対策に呼応するための地方負担分として追加交付されたものであります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、290万8,000円の増額です。実績見込みによる保育所運営費負担金及び障がい者自立支援給付費負担金の増額と障がい者自立支援医療費負担金の減額です。

第2項国庫補助金は、1億1,514万1,000円の増額です。民生費国庫補助金では、地域生活支援事業費の減額です。土木費国庫補助金は、T O K A I - 0 総合支援事業に係る補助金の増額です。きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金は、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策である地域活性化交付金として交付されるものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は、145万4,000円の増額です。実績見込みによる保育所運営費負担金及び障がい者自立支援給付費負担金の増額と障がい者自立支援医療費負担金の減額です。

第2項県補助金は、867万3,000円の減額です。民生費県補助金では、実績見込みによる、難病患者等居宅生活支援事業費補助金、多様な保育推進事業費補助金、重度障がい者（児）医療費補助金等の補正です。衛生費県補助金は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時事業費補助金の追加です。農林水産業費県補助金では、森林整備地域活動支援事業費補助金等の実績見込みによる減額です。商工費県補助金では、実績見込みによる緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の減額です。土木費県補助金では、T O K A I - 0 総合支援事業に係る増額です。消防費県補助金は、常備消防に係る備品購入実績に伴う減額です。農林水産業費県交付金では、実績見込みによる中山間地域等直接支払制度交付金の減額です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、392万8,000円の減額です。財政調整基金は、今回の補正による一般財源の調整をさせていただくものです。長島ダム水源地域振興基金は、接峠峡温泉ポンプ改修工事費の減額によるものです。

第19款雑収入、第5項雑入は、81万2,000円の減額です。中国上海万博博覧会出展助成金及び中学生海外研修参加負担金は実績により減額するものです。

第20款町債につきましては、普通交付税等で財源が確保されたため臨時財政対策債を減額するものです。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

今回の繰越明許は、国の補正に伴う、きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金事業の追加が主なものです。

第2款総務費、第2項企画費は、情報通信基盤整備事業としてブロードバンド整備の詳細設計費ですが、現在、検討会において方向性を検討しております。その結果を踏まえての実施となります。

第6款農林水産業費、2項林業費の林道蕎麦粒線改良事業は、工事現場付近において国の直轄治山工事の工期と重なったため治山センターとの協議及び観光シーズンの交通規制により年度内完成が見込めなくなったためです。

第7款商工費、第1項商工費の登山道整備事業は、冬季のため現場着手ができないことにより、発注を3月にするため年度内完成が見込めなくなったためであります。

第8款土木費、第1項土木管理費は、国の追加により、この3月補正で計上するT O K A I - 0 総合支援事業であります。

第2項道路橋りょう費の町道維持補修事業は、地区からの要望のある9路線について実施するものです。

第3項河川費は、県発注の国道362号前城沢橋補強工事と工期が重なり、年度内の完成が見込めなくなったためです。その他の事業につきましては、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金事業であります。それぞれ平成23年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算も含まれておりますので、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

第3表地方債補正につきましては、8ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を1億2,500万円に補正するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1番に指名していただいてありがとうございます。光栄でございます。

通告に基づきまして、質疑をさせていただきますけれども、1点、通告してないものと、それから最後の方に、今朝、朝方ですね、未明にメールを送ったんですけれども届いていなかったということで、ここへ到着してから各課へ通告になった、これは法令や数字に関するものでありませんので、一応文書で通告してありますので、その点も加えて、たくさんになりますけれども質疑をさせていただきます。

まず最初に、歳出の方で18ページの2款1項8目自治会振興費、19節地域自治会振興事業交付金の4,088万8,000円の減額についてですけれども、12月議会で5,676万3,000円計上し、今回全協の説明では大きなものは間に合わなくて、9地区から100万円以下の備品購入の申請が出て、1月25日現在で交付決定した587万5,000円と予備に1,000万円を残して減額する。23年度予算にも1,000万円上乗せして5,088万円を計上しているが、重複分は6月議会で減額補正するという説明がありました。

このことで、まず重複予算の計上の仕方、重複させてこのように最初から計上するというやり方が妥当なのかどうか、その点を伺います。

それから、2点目は、19ページの3款1項1目の社会福祉総務費ですね。13節、書き間違えました。社会福祉総務費です。13節の創造と生きがいの湯管理委託料604万5,000円を423万8,000円に減額するものですけれども、減額の積算根拠というところと細かくなるといいますけれども、大まかな内訳を説明してください。

それから、3点目は、徳山聖母補助金と運営費について通告をしたんですけれども、電話で説明をいただいたことで大体納得できましたので、これは質疑から外します。

それで、4点目ですけれども、24ページの6款1項3目農業振興費の19節、細節24の中山間地域等直接支払制度交付金についてですけれども、728万2,000円を215万7,000円減額するものですけれども、減額の理由は全協の説明では74.5haが54.3haに減ったこととか、17年から21年の第2期までは10割交付だったが、22年から第3期に入り8割交付になったなどの説明がありました。第3期では対象用地の緩和や小規模高齢化集落支援加算があるなどという情報も先日というんですか、これまで二、三回、新聞などで目にしたんですけれども、知ったわけで、22年度からは反対に補助が増えるのかなと思っていたんですけれども、その今、言った2つの理由で減額になるということで、この点について説明を伺います。

それから、6款1項6目の農林業センター運営費で15節改修工事費982万円の計上ですけれども、茶工場のグレードアップを図り、安心・安全のモデル茶工場にしたいという説明でしたけれども、これは新しい研修センターと別棟だと思うんですけれども、何年に建設されて、耐震はどうなっているかお聞きします。

それから、次は、25ページの6款1項9目自然休養村管理センター改修工事費489万9,000円についてですけれども、昭和54年の建設ということで耐震基準前なんですけれども、当然耐震補強が必要ではないか、あるいは済んでいるのかどうか伺います。

それから、最初に言いました通告していない点で、やはり先ほど町長の説明を聞いていて、やはり一度は出したんですけれども、取り下げましたけれども、やはり聞いておかなければと思って質問させていただきます。

28ページの8款2項2目の道路新設改良費、13節委託料で200万円の減額の説明で、道整備交付金の事業が廃止になったことに伴って予定路線の測量委託料の減額をするということだったんですけれども、道整備交付金事業というのは廃止にはなってないんじゃないかと思うんですけど、その点についてと、それから、何か期限を切って第1期、第2期とかになっているのかどうか分かりませんが、廃止になったということはちょっと聞いていないんですけれども、私の情報不足か確認をいたします。

それから、予定路線の測量委託を中止するということなんですけれども、予定路線の改良工事そのものをやめて、もう計画をなくしてしまうのかどうか、必要だったから計画に上げたのではないかと思うんですけれども、その点について伺います。

それから、同じページの8款4項1目の15節町営住宅修理5,145万4,000円について、この金額の積算、大変大きな額で、それから、工事内容も細かいのではないかと思うんです。場所も町営住宅幾つものところにわたってやるわけですので、こういう積算をどのようにやったのか、だれがやったのか、とても疑問に思いますのでお聞きいたします。

それから、29ページの10款2項1目小学校管理費の15節工事請負費4,258万8,000円、それから、中学校管理費、15節工事請負費1,286万8,000円についても同様に、大変複数の工事になると思うんですね。一挙にやってしまうのかどうか分かりませんが、小学校だけでも4校、中学校も2校ありますし、教室もかなりあると思うんですけれども、この積算が、だれによって、どのように行われたのか伺います。

それから、4ページの第2表の繰越明許費についてですけれども、4ページの2款2項の企画費の情報通報基盤整備事業4,300万円の繰越明許について、これは当初予算では13節委託料の細節7でブロードバンド整備計画詳細設計業務委託料として4,898万3,000円の予算が上げられていたもので、その当初の予算審査のときに議論が沸騰して、その後も住民とか議会も意見が分かれていて強い反対もある状況の中で、基本設計委託料の556万5,000円を執行しただけで、あとは未執行になっている詳細設計の部分、そこを分けて予算を通したという状況があったわけなんですけれども、議会のできる限り了承を得てからでないと執行しないという約束のも

とに、そのまま１年間執行できないで今日まで来ているものです。今現在でも、この事業についてどのような事業になるのかということも決まっていませんし、ましてや詳細部分など全く確定していない状況で設計委託料額がこれで適正なのかどうかも確認されていません。これを繰越明許にするということなんですから、一方では、先ほど最初にお聞きしました地域自治会振興事業交付金については、全協の説明でも事業が固まっていないから繰越明許には、事業というか、要望が固まっていないから繰越明許にはできないんだというふうに説明をずっと行っているわけですから、それとの比較でも、この情報通信基盤整備事業詳細設計部分の委託料の繰越明許というのは矛盾するものではないかと思うんですけれども、どのように考えているかお伺いいたします。

それから、６ページですけれども、８款１項の土木管理費のところ、ＴＯＫＡ - ０総合支援事業繰越明許費４００万円について、これは申請があり、交付決定も済んでいるのかどうかお伺いいたします。

それから、８款２項の道路橋りょう費、繰越明許のところですから、町道維持補修事業で２,０００万円の繰越明許を行うのが上がっているんですけれども、先ほど町長の説明にもありましたように、９路線の工事に対応するということですから、事業としては９路線と言われますので、固まっているのかなと思いますけれども、発注はまだしていないということで、なぜ今まで発注しなかったのかその理由をお聞きいたします。

次に、今朝来てから追加したものですけれども、１点目、ちょっと戻りますけれども、歳出の方で１９ページの３款１項２目の心身障がい者福祉費のところ、委託料や扶助費での減額がずらっと出ています。また、老人福祉費や老人保護措置費での減額も並んでいます。すべて実績に基づく精算による減額というふうな説明がありましたけれども、このことが事実なんでしょうね。としても予算を立てるときには見込んで立てたわけですので、利用を見込んで立てたわけですので、町民へのＰＲ、あるいは必要がある人への個々の働きかけ、それから、利用した場合の負担の心配など、また、こういうサービスがあること自体を知らなかったり、利用したくても利用できない、そういうことが原因で実績に達しなかったのではないかというふうに私は心配するわけですから、そういうことが考えられるかどうかお聞きいたします。

それから、２４ページの６款１項３目農業振興費、１９節の特産物振興費補助金の減額、最初の質問と同じなんですけれども、６款１項５目で茶業推進対策費の品評会報償費や１９節の特産物振興事業費補助金も減額をしていますけれども、基幹産業と言われるものの事業が、このように減額をしていく、こういう補助によって一番力をつけていただきたいところなんですけれども、こういう実績による減額ということで、もっと積極的なＰＲ、あるいは活用を図る働きかけとかが必要だったのではないかと思うんですけれども、当局はどのように考えているかお聞きいたします。

それから、次の２５ページの６款２項２目林業振興費、１３節委託料の減、６款２項４目の町

有林管理費の13節の町有林造林事業委託料の減額などについても、同様の観点から当局の考え方をお聞きいたします。

最後ですけれども、27ページの7款1項7目温泉施設費の28節温泉特別会計の繰出金4,220万4,000円についてですけれども、この千頭温泉のポンプ取り替え工事をするための繰り出しという説明が先ほどあったわけですが、千頭温泉は泉質が悪いために故障を繰り返してきていて、いろいろ調査を行って、このたび大規模工事を行うという工事請負費が温泉特別会計で4,202万4,000円、もう少し多く上がっているわけですが、このような一般財源をつぎ込んで故障を繰り返す温泉について、もう今後こういうことを繰り返さないという、この工事をやることで確信とか、あるいはこういう大規模な工事になった場合は、どういうふうに決着をつけるのかという、そういう決意がとおりかどうか伺います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） それでは、一番最初に御質疑がありました自治会振興費、ページ18ページの2款1項8目の件でございます。

重複予算も計上は問題ないかという御質疑でございましたけれども、今回の補正予算につきましては、議員御承知のとおり、全体枠から交付決定額と、まだ定まっていない未定の自治体分を差し引いた残額を減額の補正としたものでございますので、問題はないものと考えます。

また、これはまた議案提出されてくると思いますけれども、平成23年度の当初の予算の計上額であります。6月補正というお考えもありますけれども、4月から即対応できる額を見込んで計上する予定であります。不用な場合につきましては、6月補正で減額を考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） それでは、質問に対してお答えいたします。

創造と生きがいの湯の関係でございます。指定管理料につきましては、その内容としまして賃金、光熱水費、設備の補修点検や清掃の委託料、温泉の使用料とか借地料などが主なものになっております。

今年度につきましては、年度当初から温泉部分の使用ができないということになりましたので、シルバー人材センターとの協議をする中で、温泉部分を除いた施設部分の管理に対して必要な経費について再精査し、指定管理料と決めたものでございます。具体的には、夜間とか祝日の管理人の賃金、それから、灯油代、温泉使用料、消耗品とか、そういったものを減額させていただいたものでございます。

あともう1点、追加で通告いただいたということだったんですけれども、ちょっと確認できてなかったもんですけれども、申し訳なかったですけれども、障害関係の給付費等のPR

が足りないんじゃないかというような質問ではないかと思います。

確かに、制度的に予算枠をある程度確保しまして、申請があった場合には対応できるような予算枠を確保させていただいております。PRにつきましても、ある程度、該当の世帯に対しては説明をさせてもらっておりますけれども、実際申請されない場合もありますし、先ほども申し上げましたように、何か突然そういう給付関係が出た場合に対応するための予算でありまして、毎年度余剰が出た場合に減額させてもらっているという状況であります。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 産業課長か建設課長か、どちらでも。産業課長。

○産業課長（鈴木一男君） 鈴木議員の質問に答えます。

24ページの6 - 1 - 3 中山間地域等直接支払制度交付金の215万7,000円の減額理由はということですが、215万7,000円の減額理由ですが、全協でも少し説明いたしましたが、第3期集落協定の推進に当たって、第2期対策からの見直しポイント、これ4つほどありますが、それを踏まえて対象地区に協議していただいた結果、協定集落は6集落が8集落と増加するものの、協定面積は74.5haから54.3haに減となります。予算額を変更する大きな理由となりました。

面積減の理由ですが、隔離、狭小地など、投資効果の低い農地を5年から10年管理すること、高齢化等の理由から農家が加入を避けたためと考えられます。

また、集落によっては達成目標に取り組むことにより、10割交付を受けていたが、第3期対策で目標達成の要件が緩和されたとはいえ、自己所有地の農業経営を充実させるための方策の1つに、達成目標が合致しなかったことなどが10割交付に移行できなかったことも減額の要因となっております。

それから、6 - 1 - 6 の農林業センター改修工事の982万円の何年に建設され、耐震はということですが、昭和54年度建設され、耐震建築物ではありませんが、センターは利用者が限定されますし、防災上の避難所施設ではありませんので、今後、耐震診断等を検討していきたいと考えております。

それから、自然休養村管理センター改修工事489万9,000円ですが、これも農林業センター同様、昭和54年度に建設され、耐震建築物ではありません。この施設は不特定多数の利用者があることから、先ほど言われました地区集会所同様な耐震診断を今後、実施してまいりたいと考えます。

それから、追加の質問ですが、農業振興費の特産物振興事業費補助ですが、これは前年度に農家から要望等を取りまして、それを次の年に実施するわけなんです、その実績が見込みが少なかったということになります。詳しくは菌床しいたけのハウスが3件見込んでいたところが1件になったということと、柚子造成の88aが65aほどになったということで、今後なるべく申請どおりとか、申請以上に実施できるようなことを考えていきたいとも思っております。

それから、林業振興の方の6 - 2 - 2の林業振興費、林業関係の補助金等ですが、これについても今後、林業関係者等とも協議をしながら間伐等の利用等も増えるように考えていきたいと思います。また、国の方でも造林事業の考え方が切り捨て間伐から利用間伐に今後変わっていきますので、自給率50%を目指すということで変わっていきますので、それらも踏まえて関係機関と協議していきたいと思います。

その次の町有林の関係もそうでしたか。町有林は、これは国の方の予算配分から減額となったものですので、ここらも県とか国に働きかけて造林面積等増えるような要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、建設課の関係の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、8款4項1目の町営住宅修理費の5,145万4,000円につきましてですが、積算は、だれが、どのように行ったのかという御質問でございますけれども、工事費の積算につきましては、補正予算計上の概算工事を出すために町内の業者から見積書を取りまして、それを参考にし、予算計上を今回させていただきました。

それから、工事の数量とか面積等、こういったものにつきましては、建設当時の設計書をもとにはじいております。

それから、実施設計の段階になりますけれども、実施設計で工事費用を精算するに当たりましては、新たに複数の業者から見積もりを再度取りまして、その中から最も安いものを採用し、積算をしてみたいと思っております。

それから、8款1項の土木管理費のＴＯＫＡＩ - 0 総合支援事業費繰越明許費400万円は、申請交付決定済みのものかという御質問ですが、今回この繰り越しをお願いいたしますＴＯＫＡＩ - 0 総合支援事業費のこの400万円につきましては、国の緊急経済対策によるもので、耐震補強工事を行うと最高80万円の補助金が交付をされるというもので、平成23年3月2日、本日になりますけれども、本日から3月25日までの期間に補助金申請を済ませ、交付決定されたものに限りというものでございます。5件を予定をしておりますけれども、今後これから募集をしてみたいと思っております。

それから、8款2項道路橋りょう費の関係ですが、町道維持補修事業で2,000万円の繰越明許費、9路線の工事費で3月2日以後に発注するという説明ですが、今まで発注しなかった理由は何かということでございます。

この町道維持補修事業費の2,000万円でございますけれども、これは12月議会の補正により予算化をさせていただきました。先ほども質問の中にもございましたけれども、町道9路線の工事を実施をするというもので、これまで工事実施箇所の測量と実施設計書の作成等を行ってきました。この9路線の設計が今回完了いたしましたので、3月中旬に予定をされて

おります入札会議におきまして発注を予定しているところであります。

発注しなかった理由は何かということですが、発注がここになったということにつきましては、特に特別な理由があるというものではございません。

それから、追加の質問で8款2項2目の道路新設改良費の委託料の関係でございますけれども、道整備交付金事業ということで御質問でしたけれども、道整備交付金事業は、平成22年度が最終年度、計画の最終年度でございました。そして、平成22年度で道整備交付金事業は打ち切られるよという話もございましたけれども、幸いにも23年度から新たにまた継続をされるということになりました。

御質問の委託料の該当する箇所は、町道野志本下村線になりますが、町道野志本下村線は、この道整備交付金の中で県営の過疎代行事業ということで実施をしております。川根本町内には、この過疎代行事業で実施をしている箇所が町道野志本線と小長井田代線という2路線がございます。これは合併前から行っていた事業でありますので、特例ということで町道2路線の過疎代行事業が今まで進められてきたという経緯がございますが、過疎代行事業は原則1町村1カ所という原則がございます。そういったことで、どちらかを優先するかということになりますと、町道小長井田代線はもう完成に近いということもありますので、優先的に過疎代行事業で取り上げて事業を進めたいという意向もありました。ということで、今回、野志本下村線につきましては、道整備交付金事業での工事の実施をやめたという経緯であります。

まだ野志本下村線は改良途中でございますので、あのままではまだ完成ではございませんので、今後何らかの有利な事業がありましたら、これらを取り入れまして計画をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽根田泰一君） 10款2項1目15節小学校費の工事請負費の4,258万8,000円の件ですが、これは4つの町内小学校、4つありますね、その空調設備の工事費と、その中にはまた別に中川根第一小学校の手洗い場の改修工事、また塗装工事、それともう一つは、グラウンドにグリーン、緑の砂をまくということで、それが入ってしまして、トータルで4,258万8,000円となっております。

また、10款3項1目15節の中学校の工事請負費ですが、この1,286万8,000円については、これは2つの中学校の空調設備工事の予算となっております。

それで、議員の質疑にありました小中の全教室へ空調設置とのことだが、積算は、だれが、どのように行ったのかという質疑ですが、これについては町内の電気関係の会社をお願いしましてやっております。その上で補正予算を計上しました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

- 商工観光課長（羽倉範行君） 27ページの温泉事業特別会計繰出金の関係です。千頭温泉のポンプ改修工事につきまして、今後の故障時の対応ということで御質問かと思えます。

千頭温泉のポンプの故障につきましては、今後の方向性につきまして、1月に温泉利用者との話し合いを持ちましたが、その中の話では千頭温泉を温泉地の玄関口と位置づけまして、ほかの温泉地と連携して地域の活性化を図っていきたいが、それには千頭温泉利用組合の設立が必要と、組合設立の意向を示してくれました。地域の活性化の1つとして温泉を掘りまして、供給する条例を制定し、利用者から加入金を徴収し、この加入の契約という形で供給をしております。源泉源が枯渇、空になって供給できなくなったというような理由がない限り、現状では供給の義務があると考えております。

今後ポンプの故障等があった場合は、利用者、それから、温泉審議会等で十分協議し、また長期の方向性も含めまして、話し合いを続けていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 企画課長。

- 企画課長（森下睦夫君） 質問にありました繰越明許費の関係のブロードバンドの関係ですが、情報通信基盤整備事業でございます。質問では、4,300万円の繰越明許費として上げた扱いについて、ルール違反ではないかというようなことであろうかと思えます。

この情報通信基盤整備事業については、平成22年度の当初予算において、詳細設計業務委託料として4,898万3,000円の予算を計上いたしました。執行の段階で基本設計と詳細設計に分けて、基本設計が終了した時点で住民説明会を開催して、その後、詳細設計に入る計画でありました。しかしながら、基本設計終了後に町が提示した事業の概要を説明した住民説明会の段階や議員の皆様から多数御意見を受けました。現在、検討委員会で議論をして、時間をかけて内容について調整をしている段階であります。このため、年度内に詳細設計に入ることができなかったというような状況でございます。

それらの中で、地方自治法の第213条1項の規定、これは繰越明許の関係を手続について規定をしております。内容的には、予算が成立した事業を執行する中で、その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合、予算を翌年度に繰り越して執行することができるというもの適用させていただくことでございます。

質問の中でもありましたけれども、設計業務委託料が4,898万3,000円、それから、基本設計が現段階でありますけれども、556万5,000円というような中で、それを差し引きをすると4,341万8,000円ですね。それで4,300万の繰越明許の金額をのせさせていただいたということでございます。

以上でございます。

- 議長（板谷 信君） 答弁漏れないですね。10番。
- 10番（鈴木多津枝君） そうですね、はい。
- 議長（板谷 信君） それでは、再質問ありますか。10番。

○ 10 番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

ほとんどのことが通告していたこともあってか解明されたわけですが、質問 9 でわかりますか、繰越明許について今、企画課の課長から情報通信基盤整備事業の繰越明許は自治法第 1 項の規定を適用したということで、予算が成立しているものが執行できなかった場合の繰り越しということだったんですけれども、自治法と言いましたよね、財政法じゃなくてね。その私が問題にしているのは、この金額についてなんです。詳細設計委託料の金額、要するに、なぜ 1 年間執行できなかったかということを考えると、その中身がどういう整備をしていくのかということが、まだ固まっていないうわけですね。簡単に言えば、幹線だけにするのか、あるいは ADSL も入らないようなちょっと離れたところだけ無線か何かでやるのか、それとも町が最初、この詳細設計の金額を多分積算するときに考えていたであろう各世帯まで双方向の端末を入れる整備にするのか。そういう今、分かれている議論の中で、あるいは中身はやるなという人もいるわけですが、そういう議論の中で私は詳細設計部分、残された金額というのは非常にあいまいだと思うんですよ。確定されたものではない。だから、委託をする、詳細設計を委託する事業の内容が確定したら委託をするということはあるかもしれないですが、この額として、これが適切かどうかということでは全然適切だと私は言えないわけだから、これは一たん減額をして当初予算に、その当初予算に間に合わないにしても検討委員会などで方向が出されて議会の合意が出て、行政もこれでいいというふうな住民の了解も得られた時点で予算計上してくるのが正当なやり方ではないかというふうに思っているんですけれども、行政としてあくまでもこの繰越明許費扱いにしたいという理由ですね。そのあいまいな金額ではないかという私の指摘に対しては、どういうふうに考えておられるのかお聞きいたします。確定しているというふうに考えているのかどうかですね。

それから、次の 6 ページ、8 款 1 項土木管理費の T O K A I - 0 のところですね。ここでも課長さんの説明を聞いて、答弁を聞いていますと、これから 5 件、一応予算をとってあるけれども、その分を繰越明許したいということですが、今後募集していきたいということで、これも事業として固まっているのではないんではないかというふうに思うんですが、繰越明許、固まっているから繰り越す、地域自治振興、自治会の振興事業は固まっていないうから繰り越さないというふうな、その違いについてで説明にちょっとひっかかるんですが、この点、固まっていないうのではないかと私、思うんですが、どうなんでしょう、この 2 点目ですね。

それから、一番最後の温泉の特別会計の繰出金についてですが、答弁の中で、千頭温泉を温泉町の玄関、何か玄関って答えられましたよね。位置づけて利用を進めたいと、だから、ここは重要な場所だから、私たちがこれまでずっと見聞きしてきた本当に大変な温泉だな、そんなもの使うのかなと、旧中川根では梅島下の温泉、ちゃんと自噴し続けているんですが、それでも量が少ないといって使っていないのに比べて、玄関というふうな位

置づけの答弁について、梅島下の温泉はもう温泉と考えていないのか、町の温泉と考えていないのかと、この点が非常に気になりましたので再質問いたします。

○議長（板谷 信君） 2点というか3点。企画課長。

○企画課長（森下睦夫君） 言葉にというか、残っている中で、4,300万の金額の計上の仕方ということで、何かあいまいじゃないかというような意見、質問だったと思います。

先ほど申しましたように、繰越明許に計上する仕方として、結局、平成22年度の当初予算の中で議決をされた予算が4,898万3,000円という金額であります。先ほど申したように、基本設計については現在、検討会をしているところでございますけれども、それも入れまして556万5,000円というような金額で現在推移しているところでございます。当初予算の4,898万3,000円から基本設計分の556万5,000円を引くと4,300万という数字が出てきます。ということでございますので、この計上の仕方としては当初予算と先ほど言ったように議決をした金額から今の基本設計など引くと、やはりその4,300万という数字が出てくる中で、今後については限度額を4,300万という考えの中で、その範囲内で実施をしていきたいという考えがございますので、数字の出し方としては間違っていないんじゃないかと、こんなふうを考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 同じ繰越明許。建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、T O K A I - 0 総合支援事業費、繰り越し400万円につきましてでございますけれども、これは先ほど議員もおっしゃいましたけれども、最高80万円で5件ということで予定をしております。募集期間は先ほども言いましたけれども、本日から3月25日までの期間……すみません、募集期間ではありません。3月2日から3月25日までの期間に補助金申請を済ませ、交付決定されたものに限るというものでございまして、既に募集という形で新聞チラシによりましてチラシを各家庭に配布させて広報活動させていただいております。

それと、この400万円の繰り越しの関係ですけれども、この400万円は最高400万円という限度額になります。ということですので、5件を予定していたのが4件になるか、3件になるかというのは結果的なことでわかりませんが、うちとしては皆さんに活用していただくというためにも、これからも広報活動に努めて、なるべく5件達成するということで考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 先ほどの千頭温泉の関係で説明の中に、千頭温泉を千頭温泉地の玄関口と位置づけるとするような説明をさせていただきましたが、説明にちょっと言葉が足らず申し訳なかったんですが、これは旧町時代には千頭駅前ですか、あそこを玄関口というふうな位置づけをしております。その中で、この先月、1月ですか、温泉利用者との話

し合いの中で利用者の皆さんからの発言から、こういう言葉も出ましたものですから、このような説明をさせていただきました。

以上です。

- 議長（板谷 信君） いいですか。
- 10番（鈴木多津枝君） 議長。
- 議長（板谷 信君） あります、はい。
- 10番（鈴木多津枝君） 今の最後の課長の答弁なんですけれども、住民の方々がそうやって言われたということなんですけれども、行政として位置づけている答えのように聞こえたわけですよ。その点、行政はどうなんですか。梅島下の温泉はどのように位置づけているんですか。
- 議長（板谷 信君） 企画課長。
- 企画課長（森下睦夫君） 今、梅島下の温泉というような言葉が出たものですから、企画の方でその点だけちょっとお答えさせていただきます。

梅島下のその温泉スタンドについてはコミュニティ施設ということで当初から計画をされて、住民の皆様に使っていただくというような目的で設置をされております。商工観光の方で管理をされているような温泉については、観光施設というかね、そういうふうな対象で使い方を分けていると思っておりますので、梅島下についてはコミュニティ、地域の住民の皆さんに使っていただくというような目的の中で設置をされております。

以上です。

- 議長（板谷 信君） いいですか。
- 10番（鈴木多津枝君） はい。
- 議長（板谷 信君） ここで暫時休憩します。

再開は、11時10分にします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

- 議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に入っています。

質疑はありませんか。原田議員、6番。

- 6番（原田全修君） 6番、原田です。

先ほどの鈴木議員の情報通信基盤整備事業繰越明許、これに関することでお伺いをして、質問をさせてもらいたいと思います。

まず、私の方としましては、2款2項6目のこの情報政策費の中のブロードバンド整備計

画詳細設計業務委託料、これは先ほどから議論されておりますように、当初予算額は4,898万3,000円という額が計上されております。今回このうちの4,300万円を繰越明許費として計上していきたいということなのですが、私としましては、これの相当額、4,300万円相当額は減額補正をすべきだというふうに考えております。それについての、なぜこのような扱いをしていくのかということについての質問であります。先ほど概要的には鈴木議員との質疑の中で、おおよそ感覚としては把握はされておりますが、私の質問としましては、もうちょっと今から理由を申し上げますので、それについてのお答えをお願いしたいと思っております。

この当初予算額の4,898万3,000円は、平成22年の1月、昨年の今ごろ、ちょっと前ぐらいに提案がありました、ビーム設計という会社から、もともと平成21年度の委託費の中で設計費という形の中で、あのレポートが出されたという、その提案、これは当町のブロードバンド整備事業16.6億円という、この事業の設計にかかわる経費を、これまたビーム設計が見積もった額4,898万3,000円の予算のうちの詳細設計費というものを、これをある意味ではそのまま平成23年度の予算に計上してあるということなのですが、これにつきましては、以来いろいろな議論がされてきております。議会でも町長の答弁でも明らかなように、原案にこだわらない選択肢を持ってやっていきたいという姿勢も打ち出されております。どういうことか、少し振り返ってみないといけないと思いますので、少し説明させてください。

これは、昨年の3月議会、1年前ですね。このときの私の質問の中に、こういうことがあって、町長の答弁を得ておりますが、私の質問は、町内の携帯電話の不感エリア解消も進んで、無線によるインターネットが可能となった。さらに、至近年の間に超高速化100メガビット、これを3.9世代携帯というんですが、これが想定できる無線が主流になってきている時代だと考えておると。事業計画案のシステムは3年前に開発された有線系、これはアイ・コミュニケーションという会社、島根県の中小企業ですが、ここが開発された有線系であるため16.6億円もの設備費が必要となってしまうと。また、当町が独自のこのような設備をする、ソフトウエアのシステム開発をしてしまいますと、今後の隣接市町との情報関連の広域連携に支障が出る恐れもあると。こういったような、これはこれだけに限らず、もっと幾つか質問してきているわけなのですが、提案もしているんですが、町長はこれらについてどのように認識されていたのかという質問をさせてもらったときに、町長は「情報ツールの活用で町の振興を図りたいという思いの中で、よい提案が業者から出てきたという認識でお諮りしたわけである」と、「今後は新しい技術も含めて基本計画を練っていく必要があるというふうに思っている」と、こういう答弁がありました。まさに、こういった今後は新しい技術も含めた基本計画を練っていくという、こんなような答弁もされているわけですね。

ですので、平成22年度に入って、この1年間、こういったようなことも含めて検討してきているはずであるわけなのですが、そしてその後、この事業の住民の説明会だとか、あるいは住民との懇談会とか、こういった中でも住民の方からの反応というのは、かなりこの原案

に対していかなものかと、あるいは今、急いでやる必要ないじゃないかと、どちらかというと反対だというような厳しい意見も出ておると。そのようなこともあって、ブロードバンドの検討委員会も立ち上がったというような状況で、先ほど鈴木議員も言われているように、まさにゼロに戻るといいですか、1に戻るといいですか、そんなような再検討の必要があるという、こういう危惧にあるわけですね。

さらに、もう一つ、私がさっき言いました3.9世代という次世代のことを、そういう時代に入っているんじゃないかということの前々から私ずっと指摘してきているわけなんです、そういったところへの選択肢というものを持つべきだということを申し上げてきているわけなんです、2月1日の「光の道」構想の考え方、あるいは自治体の情報通信基盤の整備と、こういったことにテーマを持った講演会が2月1日に当局の方の計画で開催されました。そのときに講師で呼び出した総務省の「光の道」構想策定のタスクホースのメンバーでありますインターネット総合研究所の藤原洋先生は、やはりこれからの時代というものを先取りしていく必要があるんじゃないだろうか。川根本町においてもLTE、超高速の携帯ブロードバンド、ワイヤレスブロードバンド、こういったようなものの導入についての誘致をしたらどうでしょう、こんなような話も実は講演の中で2度ほど声も出されております。

こういったように、こういう時代の中で状況は刻々と変化しているという、ですから、町長もこだわらないということで多分答弁があったと思うんですが、実はこの繰越明許は、この4,300万というのは、中身がまさにわかっていないわけなんです、ほとんどそっくり16.6億円の光ファイバーを張りめぐらすという構想のもとに詳細設計をやっていきたいという、この予算がそっくり繰越明許がされているというふうな感じがします。もしそうでないとするなら、その辺のところをしっかりと説明をしていただきたい、これが私の質問の趣旨であります。

とりあえず、第1回目の質問としましてはそういうことで、よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今、経過について原田議員の方から説明がございました。今回の繰越明許の処理でございますけれども、今お話しがありましたように、基本設計、詳細設計と2つに分けて、基本設計の部分が終わって、残りの部分を繰越明許ということでさせていただいたわけですが、町として提案してきた今回のブロードバンド事業でございますけれども、この計画がまだ全くなかったわけではないわけですね。そのことを含めて、今、検討委員会で議論しているという過程でございます。できるだけ早く検討委員会の結論を待って、その中で方向を定めていきたい、そういう中でこの事業は今、22年度でやっている事業が引き続いて継続されているものだという判断をまず1つ持っております。その中で、計画が変わり得る可能性としてはございますけれども、現在、町で提案してきているものが全くなかったという状態ではございません。そのことも含めてという中での継続している事業だという判断をしておりますので、その中で最大基本設計分を除いた部分を計上することによっ

て、その中でできるだけ早くそういう詳細設計にとりかけられる、そういうことを期待しているという中での措置でございます。

○議長（板谷 信君） 6 番、原田君。

○6 番（原田全修君） 原田です。

3 回しか質問がないということだもんですから、あと 2 回しかなくなってしまうわけなんです、そうであるならば、繰越明許をするということになりますと、中身は何を繰越明許するんだということだと思うんですね。要するに、事業が継続しているといいますが、事業検討が継続しているということは、もちろんそのとおりであります。ブロードバンドというもの、ブロードバンド環境整備をするということは、もう絶対にこの地域としては必要なことであるわけなんです、それはワイヤレスブロードバンドであれ、あるいは場合によっては原案のような形であれ、いずれにしても環境整備はする必要があるという認識はしっかり持っています。

ところが、4,898万3,000円というものが計上された時点では、これは原案というものは16.6億円の光ファイバーを張りめぐらせるという、こういう基本事業計画があつての基本設計費であつたわけですよ、そうですよね。ですから、そのこと自体をもう一度見直そうという話になってくれば、これがいつまでもそこに存在しているということはおかしいんじゃないんですか。ですから、その部分については減額すべきだと私は申し上げているわけなんです、そうでないとするなら教えていただきたいのは、じゃ、こういうことです。4,300万円を繰越明許するというなら、それが必要な部分であるならですね、必要な部分というのは繰越明許されても、もちろん結構な話なんです、中身は、どういうものが繰越明許されているかということをお聞きしたいと思っています。

もう 1 点、基本計画、基本設計についてはスタートをかたけということなんです、じゃ、基本設計というものは、詳細設計はこれからと言っていますけれども、基本設計というものは、じゃ、どういうものを基本設計されたか、今はもう 3 月ですので、ほとんどもう成果品もできていると思うんですが、どんなような成果品がありますか。それは、各基本設計という形でいいでしょう。その基本設計の中に光ケーブルでやはり張りめぐらせるというものが基本設計の中に入ったとすると、そっくり4,300万円はやはりその形でもって繰り越していくということであつて、ブロードバンド委員会が今、検討していると言つても、その形だけのものであつて、実はもう答えは決まっているんだみたいな話になっちゃう可能性があるわけですよ。ですので、そのところをしっかりと説明してください。まず繰り返します。

基本設計をしたというその設計の成果物はどういうものであるか。それはどういう形で次のステップにしようとしているのか。そして、4,300万円というのは必要な繰越明許だというならば、どういうものが繰越明許の内容になっているのか、内容を教えていただきたいと思っています。細かくでなくてもいいです。こういう項目が幾らだと、それで合わせて4,300万だと、そういう形で答えをいただきたいなと思っています。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 基本設計については、皆様のところに概要版か何か、そういう形で示しはしてあるというふうに思っております。

（「あれは21年度」の声あり）

○町長（佐藤公敏君） あ、21年度。あの、今のあたかもF T T H方式が規制、もう規定の路線になっているかのような印象を与えるということでのお話でございますけれども、今までの経過をたどってみると、確かにF T T H方式として、これがこの町にとって一番いいものである、ベストのものであろうということでの提案をいただいて、それを皆様方に説明を申し上げ、一般町民の方にも説明会を開いてきたわけでありますよね。その中でいろいろな議論が出てきた。技術もいろいろ進む。無線の方式もあるんじゃないか。そういう中でF T T H方式が全くなかったわけではなくて、F T T H方式も含めて、そのほかのいろいろな今の検討をなされている段階だというふうに思っております。その中で、最終的にどういう方式になるのかというのは、まさに議会で決まってくるというふうに思っております。議会の皆さんの同意が得られなければ、この事業は進まないわけでありますので、そういう中でどういう方式がいいのか、それを検討するための今、検討会が行われているわけでありますけれども、その私たち町としては、この事業は22年度から継続していく事業だという認識の中で、今回の補正予算での繰越明許ということでのお願いをしているわけであります。

したがって、だから、この4,300万がF T T H方式だから、それが即そうなるということではございません。ただ、可能性としてはそうなる可能性もあり得るということだとは思っていますけれども、最終的には皆様方の判断をいただきますので、そういう中で繰り越させていただいたということで御理解をいただければというふうに思います。

あと、そのテクニカルな面については、その予算をつくっていく部分については、財政担当、あるいはその部署で検討しながら、こういう方法でということでございますので、私にはテクニカルな面についてはわかりにくい部分もあるわけですが、今回の繰越明許費としての扱いが間違った方法だというふうには認識しておりません。

○議長（板谷 信君） 質疑ありません。

○6番（原田全修君） いや、そうじゃなくて回答がないんです。4,300万円の中身を教えてください。4,300万の繰越明許の中身は、内容はどのようなことですか。内容を教えてください。

○議長（板谷 信君） その点について、企画課長。

○企画課長（森下睦夫君） 4,300万の内容ということでございますけれども、今、議員のおっしゃっているように、検討委員会の方で現在、現状とを確認しています。それから、既設事業者の整備状況とか今後の整備に取り組むような形のことも報告を受けました。そういう中で、当然いつも情報通信基盤を整備するに当たっては、検討委員会の中でそれぞれの項目の確認をする中で、幾つかの項目を照らし合わせると、1つというのは、一つの確認事項が

出ると思います。検討会の方でそれを確認されたものを議会の方に、決定機関の方に報告をしていただくようなことになるとと思います。ですから、提案された内容について中に組み込んで設計の方にいく中で検討、設計を組まれますと、検討委員会の方でやられたこと、それから、議会の方で決定されたようなことについて組み入れて設計に持ち込んでいきたいと、こんなすみ分けになるのかなと思います。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 6番、原田君。
- 6番（原田全修君） 3回目になっちゃうんですね、これでね。
- 議長（板谷 信君） なりますね。
- 6番（原田全修君） 残念ながら回答になっていないんですよ、本当にね。4,300万円の内訳というの、要するにこれが来年度持ち越して、これをさらにまた精査するなり、いろいろな検討を加えていこうということなんです、ベースというのは何度も言っておりますように、光ケーブルを張りめぐらそうという16.6億円というものがベースになった、もともとの予算であったわけですよ、これ、詳細設計。ほとんど私が考える、思うのは、多分議会の議員の皆さんもみんなそうだと思うんですが、そのままそっくり繰り越されちゃうじゃないかということなんです。ですから、じゃ、どんなものが繰り越されているのかということ、繰り越されている内容を教えてくださいって今、言ったんですが、内容が説明できませんね。この予算って一体何なんですか、じゃ、そうすると。先ほどの教育の関係で繰越明許のエアコンの設置ありました、小学校、中学校、きちんとそういう説明がされましたよね。それと同じように、4,300万ってどんな予算なんですかということをお聞きしたいと思うんです。そういうものがちゃんと説明できなければ、繰越明許って言っても、何だかわけのわからんものがそのままそっくり流れていっちゃうと、そんなふうに議会はそれでも、そんなことでも承認するのかという話になってしまう。議会の責任上も、そういった内容をやはり教えてもらいうことを問うていかなければならないと思いますし、また答えもいただきたいというふうに思うんです。最後の質問になるとと思いますが、4,300万円の内容はつかんでいないんですか、そうすると、説明できないんですか。中身ですよ。内容ですよ。

- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 中身ということじゃなくて、4,800何十万かの当初予算を22年度で組んだわけです。そのうち、これが一つの継続している事業だというふうに認識持っていますので、そのうちの500何十万でしたか、は消化したと、残りの部分について次年度に繰り越すと、そういう中で22年度で完了しなかった事業の中で完了した部分と完了しない部分とで分けているということで、御了解をお願いしたいというふうに思います。

（「ですから、中身を教えてください」の声あり）

- 町長（佐藤公敏君） ですから、中身はこれから詳細設計に入っていくということで、その一つ一つの積算については私は認識してはおりませんけれども、要するに、22年度の当初で

組んだときに、その根拠はあるわけですね。その中で22年度に完了した部分というのは、いわゆる基本設計の部分は完了しましたと、詳細設計については、その内容についてはこれからその事業が変わり得る可能性としては持っていますけれども、町としては今まで提案してきたものをベストとしてとらえてきているわけでありますので、最大その部分を見積もって4,300万を繰り越しすると、そういうことでのお願いでございます。

- 議長（板谷 信君） 中身の部分というのは当初予算で議決していますよね。その部分がまさに中身ですね。ただ、町長の説明としては、それをそのまま執行するんじゃなくて、検討委員会の検討を待ってという、そういうことだと思っんですけども。

もう1回答弁をお願いしますか。僕が言ってはまずいので。原田さんが聞きたいのは、その4,000何万の内容でしょう。

- 6番（原田全修君） はい。
- 議長（板谷 信君） それでは、しばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時38分

- 議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画課長。

- 企画課長（森下睦夫君） 質問がございました設計の関係、詳細設計の関係で、予算の明細というんですかね、それを確認してあるかという、それは確認してございます。その中で詳細設計という言葉の中ではどういうものが含まれているかというような御質問ではなかろうかと思いますので、大まかに言います。

これから整備をする中では、電柱の調査費用とか、建物に引き込む場合の状況調査とか、それから、設計図書の作成、申請書等の作成が大きな金額を見るものだと思います。そういう中で、それから先ほど言ったように検討委員会の中でいろいろの項目がまた出てくる可能性もあります。それらを含めて詳細設計の方に生かしていくということでございますので、ただいま言ったもの、大まかなものだけ設計作業の中の項目を挙げさせていただきました。

以上です。

- 議長（板谷 信君） これで原田君の質問を終わります。

ほかに質疑はありませんか。5番、小藪君。

- 5番（小藪侃一郎君） 一般会計補正予算について質問させていただきます。幾らかとありますが、ダブる質問があるかと思いますけれども、お願いいたします。

今回、総額2億4,094万6,000円の繰越明許という数字が載ってまいりました。国の施策のきめ細やかな交付金1億4,000万、光をそそぐ交付金1,800万と、2本の交付金合計で1億

6,200万になるわけでありますけれども、残りの7,800万が町単独事業の繰越明許となります。この中で、この7,800万の55%、半分以上がこの先ほど来、質疑が出ております4,300万円の企画費の中の情報基盤整備事業であります。

振り返ってみますと、22年の当初、事業計画概要では約16億円で全世帯に光回線を整備し、告知端末放送を設置し、独居世帯の見守り、健康指導、高齢者の健康福祉、町民への生活支援、町内無料テレビ電話、これは月1,000円という使用料ですけれども、前面に出して、そして次世代に不可欠な超高速インターネットのサービスを検討していきますと、こういうものでありました。4,919万4,000円ですか、の計上がなされておりますけれども、御案内のように8月18日から10月1日の田代地区までの19の地区で地区説明会が開かれました。その内容は様々でありましたが、総じて懐疑的、否定的な意見の中、肯定的な意見は少ないように感じられました。私もほとんど参加させていただきましたけれども、そんなふうに感じました。区によっては、住民アンケートをしたと、こういうところもありまして、事業に反対意見が賛成を上回った結果が出たという報告もいただきました。議会でも慎重な検討をすべきと、こういうことで検討委員会ができて、現在、先ほど来お話しのように検討会が開かれております。

そして、なるべく早くと、先ほど町長述べられておりましたけれども、23年度の予算書にも検討委員会の報償費が39万3,000円上げられております。ということは4月以降も続くということでございます。その後、意向調査もあり、まだ時間はかかるかと思います。当初の整備計画の基本計画さえ危うい、どのような計画になるのか、それによる詳細設計がどのようになるのか、全くわからない現状では、繰越明許にするのではなくて一たん減額補正して、新たに具体的に決まった方向での予算を計上するのが予算編成の基本だと思うわけであります。これは、昨年の中国等調査開拓研究事業の学習をすれば、おのずとそういうことになると思います。

4つほど質問がありますけれども、あと2番目は、先ほど来いろいろ出ていましたけれども、12月議会で5,676万3,000円の事業費が決議され、3月までの実績見込み額1,587万5,000円を差し引いた金額が、本日の補正予算では4,088万1,000円の減額補正が提案されておりますね、今やっておりますけれども、そして、23年度の予算案には5,088万8,000円の計上がされております。差し引きますと1,000万円が余分に計上され、4月1日以降のこの項目、事業の予算は6,676万3,000円というようなことになります。この自治交付金は各区の世帯割と人口割で最高交付額が5,676万3,000円とされたものであります。そのときに、事業年度は初めから22年、23年にわたり行うという提案がされたものでございます。この事業の未使用分を繰越明許にするのは話がわかります。このままいきますと、4月1日から1,000万円は計上されていても使うことのできない1,000万円ということになるわけでございます。予算拘束された1,000万円が、ただ予算上に、計算書に載っておるということになります。

先ほどの新聞記事でも補正予算と当初予算の二重計上について聞かれましたときに、予算

編成の原点に照らし、よくないと言われればそうかもしれないと、こういう町の対応があったようにございますけれども、言いかえますと、二重計上と言われれば二重計上かもしれないと、こういうことでございます。そんなことで情報通信基盤整備事業は減額補正、自治交付金を繰越明許にするのが妥当だと考えます。この2つの事業の言っている、述べておられる話の内容の整合性がとれていないのではないかなというように思います。貴重な税金ですから、有効に使って予算を編成していくべきだと考えております。

3つ目は、2款総務費、2項まちづくり事業費の13節友好都市訪問事業委託料135万3,000円が計上されております。当初493万円と、当初予算ですね、合わせると合計で634万6,000円が友好都市事業の経費となります。6月議会で、当時静岡県市町村振興協会より300万円助成されるとの説明がありました。そして、県の内示決定の末は6月補正を目標に財源構成も考えて対応していきたいと議会で答弁されております。この前の全協では、計上されている135万3,000円は既に使ったものであると、こういう説明があったわけでございますけれども、決裁が終わったものを補正計上することが、一般的には予算が通ってから決裁されるべきものだと思いますけれども、そのことについては6月議会で「上海万博は予算編成の段階では念頭になかった」と町長は答弁されました。当時、私は中国という殻の中であっちこっち予算を使い回すのはいかがかなものかというような意味で、ヤドカリ会計という言葉で質問しましたがけれども、どこの予算を使った分を、流用した分を今、帳じり合わせをしようとしているのか、それをお伺いいたします。

4つ目に、2款2項企画費の市場開発調査研究委託事業600万、旅費200万、消耗品費100万、その他の使用料100万、合計1,000万円を今回減額補正する上程がありますけれども、去年の3月に上程された中国茶市場開拓調査研究事業1,000万円の予算であります。1年前にこの事業について自分なりに勉強し、調べを調査いたしまして、いろいろな観点から事業の妥当性の問題点を提言してきました。そのときトップダウン事業ということでした。それで6月議会では、プロジェクトチームを立ち上げ、8月末に報告したいというような報告がありました。内容は、中国の富裕層に川根茶を売り込む市場調査を8月の末、国内のイベントに事業の組み替えを提案してきましたけれども、9月議会では、この組み替え事業は焦りがあったとか十分精査されないまま上程したというようなことで、関係者の理解も求める段階も踏めずに進められないという町長の答弁で、9月の上程を取り下げたものでございます。9月議会で一たん減額して、新たな国内の市場調査に予算を組むべきだという提案もしてまいりましたけれども、このトップダウン事業は、この1年間何をしてきたのか。川根茶のために役だったのか。役立つどころか大きなマイナスイメージをこうむったと思います。プロジェクトチームの本部長は、これをどう説明するのか。一般の企業では厳しく責任を問われることでございます。トップダウン事業の本部長としてのどのように責任に対応するのか質問をいたします。

以上、4点をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 答弁、総務課と企画と副町長。総務課長。

○総務課長（西村太一君） ただいまの御質疑の２点目のところに、地域自治会振興交付金の御質疑がありましたけれども、先般より何度が議題とされておりまして、重複をする点がございまして、まず最初に、自治会交付金につきましては地区からの要望調査によりまして、平成22年度の実施分と、それから、要望後の３月まで対応できる予算を残して減額をするものであるということは御存じだと思います。23年度の実施要望分につきましては、まだ未定箇所がございまして、当初予算でも対応をしていく予定となっております。自治会の事業としまして、繰り越しをする、要するに自治会の中で23年度に繰り越しする事業項目もないので、それらを明確にして年度分けをするという考えのもとに減額補正をしております。

ただ、議員御承知のとおり、枠だけが決まっているんじゃないかということでもありますけれども、枠はあくまでも執行部の方の人口とか、それに基づく枠の額は確かに承知をしておりますけれども、その９地区の自治会の中にはどういうものをやっていこうということで、今から検討されるという内容でございますので、それらが判明、わかった段階で今回のこの繰越明許ではなくて減額して、また当初予算に計上するというのが適正でないかというふうに判断をしたわけでございます。

ただ、もう一つつけ加えますと、それでは、平成22年度に残しております金額1,000万でございますけれども、それはどうなるかと思う点がございまして、もし自治会の方でその事業をやらないということであれば、それは繰越金で23年度に持っていくという形になります。

それから、23年度に残となります5,000万余の金額につきましては、1,000万分が含まれております。これは先ほども申し上げましたように、４月から６月まで、６月の補正で対応すればいいんじゃないかという御質問がありましたけれども、それにつきましては６月まで待てずに４月からやろうという、例えばの例でございまして、夏に向けて集会所の空調施設をすぐに整備したいよということであれば、それをすぐできるような、即対応ができるような形ということで、ダブル計上にされているわけです。しかし、22年度にやった事業については６月の補正で調整をしていくという形になっていきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（森下睦夫君） 光ファイバーの関連の繰越明許の関係ですけれども、これは先ほどの議員さんにもちょっとお答えをさせていただきましたもので、基本的には自治法の関連ですけれども、規定によりましてそれを採用させていただいたということが、まず１点でございます。

それから、中国友好推進委託料補正の使い道といいますか、扱いということでございましたが、全協の方でも説明をさせていただきました。この補正額については、今回の市場開発の1,000万円というものを全額減額するという方法をとらせていただく中で、減額を明確に

したいというようなことでございます。その中で、委託料の中で、当初、市場開発調査研究事業で計上しております600万円をすべて減額したというようなことが、ここの委託料の中でも明確になるようにとの考えの中で、この中でも一部流用して執行させていただいた中国訪問等の旅行会社への委託金額ということで、135万3,000円をあえて計上いたしまして、その委託料の中で使途が明らかになるといいですか、明確になるような形で特殊な方法でありますけれども、135万3,000円をあえて計上してございます。

中国市場もあったですね。

- 議長（板谷 信君） 今のあれで、今の1,000万のあれでね、中国友好推進。
- 企画課長（森下睦夫君） 一応以上でございます。
- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） ただいま御質問の中に市場開発調査研究につきましのプロジェクトチームとしての見解というようなことでいただきましたんですけれども、市場開発調査につきましては、3月当初におきまして御議決をいただいた中に、茶業関係の方々の意見を参考というんですか、そういう中で執行に当たってほしいというような御意見もいただいた中で、6月から8月にかけて4回のプロジェクトチーム等の中でも協議検討を経た中で、9月に提案をさせていただいたわけなんですけれども、やはりその中でも議員さんの中から茶業関係等のそういうお話し合いとか、そういう部分についてはまだまだ至ってはいないのではないかなというような御意見等もいただいた中、やはりそういう中で詰めの部分で甘い部分があったという反省の中に、その9月においての当初の予算計上の予定を見送りまして、それから以後、茶業関係の方々との御意見調整ということをまず優先ということでさせていただいたわけでありますが、その間におきましては11月、9月から11月、これは中旬までの間にプロジェクトチーム、また何回か検討させていただいた中で、11月の後半、29日かと思えますけれども、そこから茶業に関係する方々、また、商工関係の方々とか一体的な形の中で御意見をいただいて検討もいただき、12月、1月と検討の中で最終的なところで御意見等の調整ができたという、こちらの判断の中で今回補正の方をお願いしたというところでございます。

議員御指摘のように、非常に混乱した中には私も反省をしております。ただ、これは長く継続、非常に茶業、川根本町にとって非常に重要な産業でもありますので、こういうことも反省の材料として23、24の中でぜひこれを挽回できるという言い方はおかしいんですけれども、これ以上に展開できるように今後検討して、また皆さんの御意見を伺いながら、先ほども言いました茶業関係の方々にも常時ですとか、これからお話し合いをしながら23、24の執行に当たって、それを生かしていきたいと思っております。

以上であります。

- 議長（板谷 信君） 5番、小藪君。
- 5番（小藪侃一郎君） どれからいきましょうか。地域自治振興基金の簡単にいきますと、

簡単というか単純にいきますと、4月からの1,000万の二重計上の件ですけれども、そんなことしなくて、なぜ繰越明許ではいけないですかという質問を1点しておきます。繰越明許にしておけば、そういうような問題は生じないということでございます。

それから、委託料の600万円から流用してあったということが今、述べましたけれども、その答弁の中に特殊な方法というようなことがございましたけれども、特殊な予算のからくりというか、特殊なこれは技法だというようなことがありましたけれども、監査委員がお見えですので、それは許されるものかどうか、予算が決まらない前に、もう使っちゃった予算をこれ補正予算に上げているんですね。そこら辺を聞きたいというのが、もう2点目。

それから、はい、そこでもお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） 議員の質疑の中でございますけれども、どうして繰越明許をしなかったのかという御質疑だったと思いますけれども。

（「繰り越しではなぜいけないのか」の声あり）

○総務課長（西村太一君） ごめんなさい。繰り越しではなぜいけないのか。繰越明許をどうしてしないのかということだと思っておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、繰越明許は可能でございます。繰越明許をするか、それとも減額してその分の、その分というか、当初予算に上げるかということで、かなり我々の財政の方とも検討をさせていただきました。

内容的に大きく分ける2点ございますけれども、まず最初に、先ほど来申し上げました9カ所の地域、例えば大間地区をはじめまして、すみません、大間地区じゃなくて、接岨地区をはじめまして、9カ所の地域が、まだ事業内容が確定をしていないというのが、まず1点。その前に限度額が、それじゃ、決まっているじゃないのかということですが、確かに限度額は決まっております。ただ、限度額は決まってもあくまでも大枠でございますので、その地区、地域における事業内容もまだ未定でございますので、それに対するその事業が23年度まで継続をするよということであれば、繰越明許がこれは非常に妥当な線じゃないかということでございまして、とりあえず必要なものだけ、全体の中から必要なもの、交付決定を受けたものと、それから、これから出てくる予定があるものを見込んで減額をさせてもらったという理由から、繰越明許よりも必要なものだけとって減額をし、23年の当初予算に計上するのが適当な方法じゃないかという判断をさせていただきました。それが、その理由でございます。

○議長（板谷 信君） 監査委員の方の……。

○5番（小藪侃一郎君） そういう会計手法が許されるか、どうか。

○議長（板谷 信君） 監査委員は、この議案の提案者にはなっていないので、例えば例月出納とか決算報告にはできると思う。そういうことで御理解をお願いします。

3つ目、3回目の質問ありますか。

○5番（小藪侃一郎君） 頭が相当こんがらがってきましたけれども、新聞に記者発表のとき

のこれ、あれだと思ふんですけれども、2,700万円分の計画があるという発表をされたよう
ですけれども、自治振興基金ですね。これは広報に載っておりますから、多分そうだったと
思ふんですけれども、3月31日時点で1,500万を上回る可能性というのはどうかということ
を1点聞きたいと思います。

それから、ブロードバンドのことで言いますと、もう自治振興基金は事業要綱もしっかり
決まって、それを使って2年にわたり事業を行うという趣旨でございましたので、繰り越
し……。

- 議長（板谷 信君） いいですか。2回目の質問のときにブロードバンドは入ってなかった
ので、3回目ではできません。総括質疑……。
- 5番（小藪侃一郎君） 1回目のときに入っていて……。
- 議長（板谷 信君） じゃなくて、2回目も入ってませんでしたね。
- 5番（小藪侃一郎君） そうということですか。
- 議長（板谷 信君） そうです。
- 5番（小藪侃一郎君） はい。
- 議長（板谷 信君） そうです。
- 5番（小藪侃一郎君） そちら辺は理解しておりませんでしたけれども、それでは、今の件
についてお願いいたします。
- 議長（板谷 信君） 答弁をお願いいたします。副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） 地域自治振興事業交付金のことでお答えをさせていただきます。

全体計画の中、2,700万円余の計画が出ているということでありまして、まず最初
に、この要綱等もごらんになっているかと思いますが、この地域自治振興事業交付金に
ついてでありますけれども、5,160万というのは、いわゆる限度額を明記してあるというも
のであります。こういう中において、主体として地域自治会ですけれども、こちらが22年度
及び23年度に限り実施する事業という形に対して、この限度額の交付金を交付するという定
めをしてあるものでございます。この中で22年度に実施済みのところが11地区あったと、そ
れから、23年度にやりますよというところが14地区あったということで、その中に、その中
で金額的にある程度の計画数値を出されたのが2,700万ということで御理解いただきたいと
思います。

9地区については、22年度に行うか、23年度に行うかということも、まだ意思も表示がな
いという、いわゆる未定地区でございまして、これについて例えば22年度の中ではこの9地
区の部分が1,188万円の限度額があったということの中で、執行率として90%を掛けた中で
1,000万円が今後まだ22年度、あと予算編成のときにおいては2月から3月ということにな
りますけれども、この中でいわゆる事業計画等が、22年度の計画がなされる可能性のある金
額であるという形で計上をさせていただいたものであります。実施したものは587万5,000円
ということで、これらに合わせてさせていただき、なお、先ほど来にありますけれども、23

年度の部分という部分、この部分でありますけれども、本来であれば6月補正でやるのが通常の予算テクニックであるかと思うんですけれども、この自治振興、地域自治振興事業交付金は当初23年度を目途としたいと思っていましたけれども、地域の強い要望という中で22年度、いわゆる1月からの実施という形の中で、なおかつ事業として22年度に587万5,000円の実施もございますということをかんがみますれば、4月から6月というようなところにも当然その計画等が出得ると、また早急にこの22年の実績、備品等というような早急な実績等もある中では、当然考え得ることであるというふうなことから、7月からの交付等も視野に入れた中で政策的に行わさせていただいたというものでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君の質問は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 一番最後の方になってしまったものですから、ほとんど重複すると思いますけれども、まず2款1項8目10節の地域自治体交付金4,088万8,000円の減額補正、これ、先ほども質問がたくさんありましたけれども、計上根拠は何ですか。それと、年度内の申請のために据え置いた1,000万の積算根拠も教えていただきたい。

それから、交付金の額もオーバーした工事等の分野別の取り扱いはどうするのか。先ほど答弁にございましたけれども、限度額があって、限度額がないというのは、これは問題ですよ。5,676万3,000円という枠は、平等割と、いわゆる個人割でぴしっと出した、これはもう限定額でしょう。ですから、そこでオーバーして申請しているのがかなりあると思うんですよ。その辺の現状と、その限度額がこれはある程度目安だなんていうもんじゃないですよ、これ12月に補正で議決しているんですからね、そういう考え方でやっていると思いますよ、はっきり言って。

それから、総務企画費の情報通信基盤整備事業の繰越明許4,300万ですか、これは減額補正するのが当たり前です、これ。要するに、いろいろへ理屈つけますけれども、工事協定をあれでしょう、検討委員会にいつているのは、それが継続ですか。まだいつかわからないでしょう。だから、これ何もかたくなになることもなしで、減額補正して、それでその次の段階で物を考えていくというのが一番ベターではないかなと思いますけれども、その点。

それともう一つ、2款2項3目の先ほど答弁ございましたけれども、この135万3,000円を、何で600万減額するのに、これ新たに135万、これもう執行済みのものをちょっとたるんでない、行政。へ理屈ばかり言っているだけで、こういうことやって、これでいいだろうと思ったって、本当にいいだろうと思ったんです。特別なこれ手段、執行手段だなんて考えると、これはもうレベルが高いんですよ、はっきり言って。私は素人ですから、もうその積算の難しいことはわかりませんが、要するに、だから、こんなにたくさん当初予算の3月から6月の補正、9月の補正、12月の補正と、そのたんびにこういうの出てくるんでしょう、二重計上とかいっぱい。だからね、1回、2回、人間というのは間違いありますよ。

けれども、ある程度予算計上する前に、組み込む前にちゃんと正当性を持ったやり方というのもあなた方知らないわけじゃないでしょう。それでなきゃ、議会を少し甘く見てるんじゃない。僕はそう思いますけれども、この4点ちょっとお答え願います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） 私の方につきましては2点ほど御質問があったわけですが、まず第1点目としましては、御質疑の中に据え置いた1,000万円の積算根拠はあるのかという御質疑だったんですけれども、これは先ほど来、副町長からも答弁がありましたけれども、1月中旬現在の自治会のまだ定まってない限度額が1,180万円を示しておりまして、その90%分の1,000万円分でございます。

それから、2点目に、限度額があってないとはおかしいじゃないかということですが、それについて私どもの方では申してございません。確かに限度額は5,676万3,000円が限度額でございます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（森下睦夫君） 市川議員の方の中で、やはり繰越明許の関係が質問にございましたのでお答えをしたいと思いますけれども、先ほど来からの答えになってしまいます。これは町の考え方としてですけれども、地方自治法の第213条第1項の規定がございます。その中で繰越明許という方法をとらせていただいたわけです。この中身といたしましては、先ほど言ったように予算が成立しての事業を執行する中で、その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合、予算を翌年度に繰り越して執行することができるというような規定がございますので、それを繰越明許の手続をとらせていただきたいということをお願いをしているものでございます。

それから、市場開始調査研究事業の委託料の600万の減額の理由ということでございますけれども、平成22年度の当初予算に市場開発調査研究事業を計上した際、茶価低迷が続く中、何か手を講じなくてはと提案したものでありました。中国という今まさに高度成長を続ける市場については、大きな販路拡大のターゲットであると考えまして、国内中国のエージェント等の委託料として600万円を計上したところでございます。しかしながら、関係者の意見をよく聞き、内容を十分検討してからの執行という議会からの御指導によりまして、これまで役場内でのプロジェクトチームの結成、また関係団体との協議を重ねてきたところでございます。

こうした中で、当初掲げた事業費1,000万円、うち委託料600万円は全額を減額しまして、平成23年度に予算を計上する事業を関係団体と連携しながら、4月以降、円滑な事業を推進する中で、よい効果が得られるのではないかと考えております。よって、今ある600万円という金額を一度、全額を減額しまして、23年度によりスタートができるために平成22年度ですべきことを改めて補正予算に計上して、今回の予算計上という形になっております。

以上でございます。

- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） 地域振興事業交付金の御質問の中にもあったかと思うんですけども、1,000万円のところでありますけれども、先ほどの小藪議員のところでもちょっともしかしたら、僕、言い間違えたのかもしれないんですが、9地区、未定の9地区の総額「1,188万円」と申し上げたかもしれませんが、1,118万円、これに対して90%執行率掛けて1,000万円ということで御理解いただきたいと思います。間違えて言いましたら、訂正させていただきます。すみません。
- 議長（板谷 信君） はい、市川さん、何か答弁漏れあります。
- 9番（市川昌美君） 135万3,000円っていうの、これどうして600万減額したって言ったじゃん。
- 議長（板谷 信君） 135万3,000円、この補正だね、増額補正の部分ですね。企画課長。
- 企画課長（森下睦夫君） 委託料の件のところだと思いますけれども、この委託料については市場開発調査の方で、先ほど言ったように600万円というものを計上させていただいたわけなんです。それで今回のその委託料の節の中では、最終的には404万7,000円の減額補正をお願いする補正予算の提案となっております。その中で、その当初600万というものを非常に大きな金額でありますので、その金額を明確に減額したということをお知らせをするということと、日中友好関係費で今までに流用させていただいた金額を新たに、ここの委託料の中で135万3,000円という金額を計上いたしまして、既に執行させていただいてあるんですけども、日中友好関係経費というもののうちで135万3,000円というものを明確に説明をしたいという中での金額の計上でありました。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 9番、市川君。
- 9番（市川昌美君） 大勢の方の質問で苦しい答弁ですよ。600万が見えるように、そのまま減額して、それで135万3,000円を新たに計上した。テクニックですか。これ全体的に予算の傾向ですよ、これ。こういう状況でやっていると、だから、こういうふうな、これ県でもどこでも影響しますよ、これ。交付金でも何でも。もっとちゃんとやらないと、難しいことじゃないですよ。ちょっと間違ったら、全協あたりで差しかえも可能じゃないですか。だから、それ全面的に変えなくてもできる話ですから、本当にやはりある程度その人が言って、ああ、なるほどな、こういう方向への傾斜している話かなというときには、傾斜した方向へ訂正した方がいいんじゃないかなと僕は思いますけれども、これで質問はやめますけれども、全体的に私も前の議員たちの質問聞きながら、こういうことをずっといつまでもいつまでもやっていると、最終的には川根本町のためにはなりませんから、今後善処していただきたいと思います。町長どうですか。
- 議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 自治振興事業、繰り越しにするか、あるいは新年度の当初に組むかという部分の話でございますけれども、繰り越しとした場合は、もしかしてこの補正予算を組んで以降に出てきた場合に、その部分が幾ら出てくるかわからないわけですよ。そうしますと、その3月までに執行するかもしれない、その部分を繰り越していく可能性が出てくると思うわけです。そういう意味で、22年度中に執行した部分が繰越明許の中に入っては、むしろおかしいのではないかと、そういうことから1,000万ですか、をダブル計上ということでございますけれども、その部分については、例えばダブルというお話ですと、その例えば当初予算組むときに、例えば臨時交付金がありますよね。臨時交付金があったときに町の当初の中に組んだけれども、それを前倒して臨時交付金で組もうということでダブル計上した例というのは今までにも幾つかあるわけでありまして。そういう意味で、ダブルの部分については御了解をいただきたい。しかも、その各区に交付する部分については交付要綱があって、各地区ごとに上限が決められておりますので、それを超えて支出することはないわけです。そのダブル計上することによって、その予算が実際以上に使われるということ、そういうしっぺが返ってきた措置がされているという中で御理解いただきたい。例えば先ほどの臨時交付金等が出たときに、当初等に計上した部分が前年度に繰り越しという形で補正予算で組まれるということでダブルの部分になる部分についても、そのすぐ後の補正でしっかり補正を組むときにもしっかり説明をしておりますし、補正のときには削っているわけでありまして、そこは間違いのないようにしっかり執行していくということでございますので、御理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 2番、太田です。ブロードバンドの関係の繰り越しはどうであっても、状況説明というのが全く伝わってきてないですよ。ですから、振り返ってみますと、去年、基本設計はやったにしても、それから、詳細設計に入る段階でいろいろ紛糾して、それで検討委員会へと移行してきたわけですね。1つ大きな節目をそこでつくっているわけなんですね。多分、検討委員会の検討委員のことは3月いっぱい終わるというふうに、この前も聞いていますけれども、その途中経過も検討委員のそういう、どういう結論が導き出されていくだろうかという予測も全く報告のホの字もないわけですよ。数字だけを明許でも暗許でも何でも、とにかく節目節目をつけて23年度で何をやっていこうかという事業が見えてないもんですから、その繰越明許の内容をと、こういうふうに質問しているんですけども、事業としては大筋では継続するんだけれども、この検討を踏まえて6月で終わって、町長は前には意向調査をやってというような手順を述べられておるわけですよ。そうすると、その次に来る事業というのはどういうことを予測して考えているのか、その辺が説明がないと、繰り越していく意味、趣旨というのは見えてこないところに納得性も理解も得られないところがあるように思うので、その辺をもう少しわかる範囲でお答えいただきたいなと思うのが1点。

それから、自治振興の件は、去年の12月にかなり要綱の変更を迫ったり、それから、12月

にそれを補正で通したにしても、年明けで2月になると、もう区長さんの交代が始まるよと。事業計画といろいろなことが混乱してくるので、どういうふうにして繰り組むんですかということもかなり私しつこく内容を尋ねて、当局の取り組み方には相当厳しい姿勢で臨んでほしいという期待を込めてお話ししてきたつもりなんです。この5,600万のわずか3カ月前に予算をつくって、1割しか執行しない。それで、見通しはこんなふうだって言うんだけれども、実際にはこれはあのときにばらまきじゃないかとか、行政の仕事の押しつけじゃないか、丸投げじゃないかというところまで私、言ってきたんですけれども、この12月の補正が決まってから今日まで、これを預かってきた行政当局は各区長さんとか事業部長さん、会議の方々に対してどの程度わかりやすく説明をして、この事業の推進を図ってきたかということを探ねたら、1割しか努力していないという評価でいいのかどうか、そういう点をどう考えているかをお聞きしたいと思うんです。

もう1点は、去年からずっと続いてきているのは、お金の余り方、剰余金の使い道について、使途について繰上償還から始まって、そのことの使い方、どういうふうにも有効に使っていくかということを基本的な考え方、ポリシーがないから、いつもどたばた劇をやっているという印象でしか見れないんですよ。だから、剰余金の有効な使い方についての考え方というのが軸ぶれしているんじゃないかと、あれを出し、これを出したりして、その辺をもう1回町長にお尋ねしたいと思います。その軸がぶれないように、どたばた劇が起こらないようになしかりした考え方を前面に出さないと、これは町の町民のためにはなっていないように思うんですよ。きょうも時間かかりましたけれども、その辺の説明とか、経過というものがぴしっと踏まえた上での数字のとらえ方というのが表明されていないように思うので、全体的にそういったことにお答えいただきたいなと思います。

このままいきますと、お金の使い方ということは非常に重要なんで、どういう扱いにするかというレベルの問題じゃないと思うんですよ。ぜひそのことを踏まえないと、この自治振興費のことにつきましても、もう既に各自治会では区長の交代と役員交代が始まって、引き継ぎはやると思いますけれども、各区長さんでは、この自治振興交付金のことについての引き継ぎ内容というのは非常に不十分なんです。だから、現場の自治会の、高齢化している自治会のお年寄りの役員さんが多い中でどういうふうに対応するかということを私お話ししてきましたけれども、そういうきめ細かな配慮がなされていないというのが実感だと思うんですが、その辺を含めて今の所見をお答え聞きたいと思いますので、お願いします。

○議長（板谷 信君） 3点、町長。

○町長（佐藤公敏君） 順序がちょっと狂うかもしれませんが、まず、ブロードバンド事業については、先ほど申し上げましたように、22年度当初で予算を御決議いただいたわけでありまして、その中で基本調査と基本設計と、それから、詳細設計等に分けた。分けたということはその基本設計が終わった段階で説明を申し上げて、いろいろな意見が、当初いろいろな意見があったものですから基本的に分けたというのが1つありますけれども、

その後にその基本調査、設計が終わって、町内の説明会に伺った。そして、もちろんその前に議会の皆様方にも御説明をして、なかなか議論が分かれたというのが1つございまして、その後に検討委員会をつくって、そこでしっかり検討しようではないかということで来たわけであります。

しかしながら、このブロードバンド、これは町民の皆様全体どうかはわかりませんが、ブロードバンドそのもののこれからこの町をつくっていく上で、その情報基盤を整備していくことは必要だろうということについては、まあまあ御了解がいただいているのかなと。それをどういう形で整備していくのかなという部分での検討委員会というふうに思っております。そのときに、この事業は引き続いているという認識の中で今回繰り越しをさせていただいた。その繰り越し部分については、22年度当初で認められた部分の基本設計部分を控除した額、残りを最大マックスを確保したということで繰り越しをさせていただきました。

それから、地域振興事業につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、繰り越しするときに、その今の状況であれしますと、22年度で実施した部分が繰越金の中に含まれていく可能性があるというふうに思うものですから、その部分については当初に計上した方がいいのではないかということでもあります。この間にいろいろな形で区長さん、ちょうど今の時期は代わる時期でもありますので、それぞれの各区長さんが相談をし合って、その中で3月までに実施できる事業ということで、23年度事業についての計画が入ってきている地域もございしますが、22年度中に完了できる事業ということが主に出てまいりまして、全く計画できなかったところが1,000万ちょっとあったということでございますけれども、これから区長さんが代わって、じっくりその23年度事業については検討するというところで、中身は総務課の担当に、その事業の説明に来ていただきたいというような地区もございまして、説明に行ったり、そういうことで何とかこの事業が有効に活用できるようにということに取り組んでいるところであります。

それから、いろいろな面でぶれているのではないかとございしますが、私としては、その、何とかこの町の活力を取り戻していくということで、いろいろ計画をさせていただいております。殊に地域振興事業につきましては、12月、その前の段階でお話しはしてきましたけれども、唐突な感じがあったのかもしれませんが、これからのこの川根本町のまちづくりを考えたときに、いわゆる地域主権という時代はそれぞれの地域で、それぞれの地域の皆様方がまちづくりに参画していくと、そういう仕組みをつくっていくことが極めて大事だろうというふうに思っているわけであります。

そのような中で、今までにも地域での生涯学習ですとか、そういうことをやってまいりまして、その地域住民の皆様方の意識がかなり高まってきているのではないかと。それから、コミュニティを大事にしようという動きの中で、いろいろなイベントですとか地域の鎮守のお祭りですとか、そういうものも見直したり再考しようというような動きも出てきているというふうに思っております。そのような中で、その地域にどういう応援ができるのかというこ

との中から、今、地域振興交付金事業、こういう事業の中でその地域としても今まさに、ある意味で正念場というふうに認識しておりますけれども、考えるきっかけになればということで、22年度については予算計上した部分のごく一部しか計画が上がってきてない、実施してないという状況ではございますが、これから事業計画が上がってくるという中で、恐らく予算限度いっぱいには使用されるのではないかなというふうに思っております。

また、これは地域の負担金の部分にも使えるということでございますので、地域で創意と工夫を凝らすことによって、さらに大きく活用できるというものでございますので、皆様もそれぞれの地域で有効に活用できますよう、御助言いただけたらありがたいというふうに思います。よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） ブロードバンドの基本設計、終わっているんですけども、検討委員会やっていますが、もう一度基本設計やり直すという考え方が出てくるんじゃないかなと思いますし、先ほどの説明ですと、詳細設計の内訳は電柱とか引き込み線とか、そのための手続ということになっているものですから、そのような事業項目というか内訳で繰り越していつて説明がつくのかどうかというのは、やはり根本的にクエスチョン持つんですよね。ですから、基本設計をやり直すようなことも考えられるかどうかということもお聞きしておきたいと思います。

それから、自治振興の交付金の方は、行政側が忙しいというか、悪く言えば怠慢というか、高齢化していますから、町全体も自治会の年齢層も、こういうものこそ出前か出張、自治振興相談会でも出かけて行ってやるようなことを企画して、呼び起こし、呼びかけてやるというような姿勢がないと、お金の数字が無機質で何もぬくもりのない事業経費というふうに、予算というふうに映っちゃうんですよね。くれぐれもその辺をお聞きしたいと思います。しつこいようで悪いですけども。それを踏まえないと、私は極端に言うと、23年度が始まらないというぐらいまで考えるんですけども、ぜひとも剰余金のことですいろいろなつつかれたら騒がれたりしますけれども、やはりそこら辺の気持ちのこもったところの答弁がないと、はい、そうですかとはいなかなか言い切れないと思うんで、もう一度その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） 2点目の御質疑でございますけれども、もっと具体的に言いますと、もう既に全体枠を計画している地域が10カ所ほどあります。あと、まだ今のところ交付決定をされて、まだ残っている地区もあります。そういうような形で、もうかなりの自治地区から計画も出されてきておりますし、ただ、これは見積もりの額で出てきておりますので、実際に入札なり、実際に見積もりとすると数字が違ってくるかと思っておりますけれども、既に計画が出されております。その中で、先ほども町長の方から答弁ありましたように、お出前、お出かけ説明ですか、をやっているところもありますし、必要とあらばぜひとも担当の方に来

てくださいよということで、説明を求める場合にはお電話いただければ、いつでも行きますよということで申し上げますので、それらの対応はさせていただいております。

以上でございます。

- 議長（板谷 信君） ブロードバンドの部分、だれか。企画課長。
- 企画課長（森下睦夫君） 議員の方で先ほどの中で検討会をやっている中で報告の関係もちょっとお話しがあったと思いますけれども、全協の方でお話しをさせていただきましたので、ただいま推進検討委員会の方でそれぞれ検討していることについて、確認されたこととか、その確認事項を幾つか報告ができるようなことは報告をさせていただくというようなお約束をしましたので、それは3月中に行いたいと、こんなふうに考えております。

その中で、検討委員会の方で先に12月の第1回目のときにもお願いをしたとおり、検討委員会の方は原田議員さんからよく質問がございまして、決定機関じゃないんだよというようなことで、私もそういう項目を挙げて確認をしていって、その確認事項を提案していただくようなことにした、決定機関の方に、議会の方にといいますね、そういうふうなことでお願いをしてありますので、その項目を先ほど言ったように確認されたことは報告をさせていただくように考えております。

- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） ブロードバンド事業でございますけれども、まだどういう方向で整備するのかということについては、これから変わっていく可能性があるということの前提の中で、最大マックスというところで繰り越しをさせていただいておるものですから、その部分でひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。
- 議長（板谷 信君） いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

大分おなかもすいてきたんですけれども、長い討論になるかもしれません。なぜかというところ、短くまとめてきたんです。ところが、ただいま大勢の議員の方への答弁を聞いていて、これは簡潔に言えないと、メモも、本当に読めないぐらいのメモをいっぱい書きました。そういう中で討論をさせていただきます。

今回提出された補正予算は、総額1億1,384万円に上る国の交付金で、1億7,000万近い事業、生活改善センターや地名農林業センター、自然休養村管理センター、町営住宅などの維持改修工事及び水道事業特別会計の工事費の繰り出し、小中学校の全教室へエアコンの設置

や各校50万円ずつの図書購入費の交付などが計上されていて、そのほかにも事業実績による精算に基づく財源や地方交付税の5,500万円近い追加交付、それから、T O K A I - 0 への国・県補助の増額で耐震補助枠の拡大、また12月議会などで既に予算化しており、これから発注となる繰越明許の土木事業も相当数に上り、また、子宮頸がんやヒブ乳児肺炎球菌ワクチンへの県補助創設による補助増額を受けて、当町では先進的に自己負担ゼロ化の取り組みの予算計上など、町民の命と暮らしを守る行政の姿勢が示された内容だと判断していました。町内の商工業者にとっても本当に元気が出る内容ではないかと考えていました。

しかし、全協や先ほどの質疑でも、ほかの議員から厳しい指摘がされた地域自治振興事業交付金の4,000万円余の減額についての説明では、要望が大きなものは間に合わなくて備品購入などで決定した500万余のものと、プラスこれから申請が出る1,000万円を残して減額をするという説明でした。これに対して、私は要望が少なかったのは、このことについて新聞でも1割の要望しかなかったということで、1割の事業執行と載ったんですかね、1割ということで、いかにも1割しか、この地域自治会振興交付金事業が年度内にはされないみたいな新聞記事が出されたわけですけども、私はこの地区からの要望が出されなかった理由というのは、集会所の修繕の補助の裏に充てることを認めたことで、これは大きな事業になりますし、町の補助もつく事業ですので、町の補助裏ということで予算化というか、計上ができないということで、申請ができないということで、私は執行が大変低くなったのではないかと考えています。

そして、区としては、やはりそのことを考えると、区としてこの補助裏、集会所の補助残に対して、この地域自治会振興交付金を使うということは、いかに区にとって集会所の修繕の負担金が重いかという、私はそのあらわれだと思います。せっかく町は地域の活性化のためと思って、この交付金事業を計画したわけですけども、本末転倒な、その地区の集会所の負担金を、割合を見直すとか、なくすとか、そういうことはやらなくて、そこにも使っていていいですなどという、そういう最初の説明とはちょっと違った範囲を拡大しましたというふうなことで、振興交付金がそういうことに使えるようにしたということで、私は自治会からの申請が大変遅れているのではないかと、簡単に買える備品ぐらいしか、少額なものしか出せない状況になっていると思います。

そのことと、それから……、それなのに、先ほど最初の条例改正のときに質問しましたけれども、当局は、この地区の負担については見直さないと、こういう答えをはっきりしました。この点に対する納得できないということが1点。

それから、ブロードバンド事業の繰越明許費扱いに対しても事業が見えてこない。町の計画への反対が多い中で、住民感情を逆なでしている処理の仕方ということで、必ずしも財政法に違反するやり方とは言えないというか、言うことは私はできないんですけども、やはり住民の皆さんが今、このブロードバンド整備事業に対して不安をたくさん抱いている。当局からはその方針がまだまだ出せないほど議会の了解もとれていない。ましてや、検討会で

も議論がスムーズに進んでいない。そういう中で当初予算で見込んだ、先ほど原田議員からありました16.6億円の事業に対する詳細設計、残りの詳細設計部分が繰り越されるということについては、やはり住民の間から今後、まだこの事業をそのまま各家庭まで端末を入れるというやり方で行政はやるのかという不安の声が広がりかねないんじゃないか。もっと住民の方々が納得できるような状況をつくって予算化をすべきだと私はそう思って、そのまま繰越明許にするということに、かえてこの事業が住民のため、行政が考えている住民を守る事業に使えるのかという点では、本当に住民の人たちの合意を得ることがますます難しくなるのではないかと考えて仕方がありません。

それから、もう1点は、温泉事業特別会計の4,220万円の繰出金についてですけれども、質疑への答弁から源泉が枯渇するまでは供給するという答弁がされました。私は、この答弁を聞いて本当にびっくりしたんですけれども、町長はこの調査をするとき、1,300万円の調査を委託をするときに、今回だけとにかくやらせていただきたいというふうなことを言われました。私ははっきり覚えているんですけれども、それで1回やらせてもらい、今やめるということでは利用している旅館の方々に申し訳ないから、1回はやらせてもらいたいと、今後このような大きな修繕になることがあれば、そのときは廃止も含めて検討するというふうに言われたはずです。それなのに、今、枯渇するまでは供給するという町の方針、初めて聞いて私は本当に驚いたんです。ということは、枯渇するまで町は故障しても、故障しても、この修繕を続けるんだと、この温泉の源泉供給を続けるんだと。その一方で、課長が安易に口に出したことなんでしょうけれども、温泉の町の玄関の温泉なんだから、町の玄関と位置づけて供給をするんだと、この温泉を活用し続けるんだというふうな、活用が必要だというふうな答弁がありましたけれども、決して川根本町には温泉が千頭から以北にあるわけではなくて、旧中川根でもありまして、旧中の梅島下の温泉は最初から確かに町民福祉、もし出なかった場合は、わずかしかなかった場合は、そのときの鈴木町長は、町民の福祉に使いますと言われましたけれども、それで、わずかしかなかったから企画課で担当しているんだと思うんですね、観光の方ではなくて、商工観光ではなくて。そういう状況で、梅島下の温泉は、もうこのままの皆さんが持っていける人だけしか使えない。そういう状況のままで置いておくのかと思うような、そういう答弁をされていること。

それから、この源泉が、千頭温泉の源泉がわずかな湧出もなく多額なポンプを入れて、ポンプは安くなったわけですが、高額な工事費でポンプを設置する。そして、ストロー管を入れて温度を保つために下の方から吸い上げる、そういうやり方をするわけですが、故障しないという保証はないと思うんですね。そういう中で、わずか3軒ですか、6軒旅館がこの地区に、小長井と本川根地区にある中で、そのうちの3軒にしか供給を今現在していないという、そういう状況なのに、今後も町民の貴重な財源を惜しげなくつぎ込むということに固執している、何の見直しも示されない、そういう答弁に対して、私は不公平だと、貴重な財源を、町民のみんなの財源を使うには本当に不公平で非効率な答弁だというこ

とを黙認するわけにはいかないと考えて反対をするものです。

今回の補正予算が佐藤町長の命を守る公約に沿ったものもたくさんあって、さらには仕事をつくる、町の業者に仕事をつくって、経営を何とか元気をつけたい、そういうことに力を入れた内容であることは大いに評価をするものですが、支出の公平さ、効率性に対する考えでは行政トップとしての認識が甘いのではないかということを指摘をして、反対討論いたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） それでは、議案第7号ですけれども、川根本町一般会計補正予算、第4号に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算ですけれども、国の緊急総合経済対策であります地域活性化の交付金、それから、きめ細かな交付金事業、光をそそぐ交付金事業等の追加が主なものであります。その中でも農林水産費では、きめ細かな交付金事業として茶業技術センターのT-GAP対応型の改修工事、それから、自然休養村の管理センターのトイレ工事も含まれております。商工費、住宅費ですけれども、町営住宅の高郷団地、それから、桑野山団地、大島団地等の外装工事、屋根の改修工事等も追加補正をしてございます。それから、教育費においては、小中学校の図書の購入、それから、各中学校の空調設備の追加工事の予算も計上されておりますし、また、今この中で話題となっております緑越明許費のブロードバンド整備の詳細設計費ですけれども、現在、検討会において方向性というのを検討しております。その結果を踏まえての実施になりますので、詳細設計の緑越明許費については何の問題もないと、そんなふうに考えております。

それでまた、12月補正で計上されました地域自治会振興事業交付金の減額補正も含まれております。この減額補正については、本年1月現在の地区の要望状況を踏まえて、3月までの駆け込み予測を予想し、対応できる金額を確保したという説明がございました。それからまた、平成23年度においても22年度に未執行があった場合でも、当初から対応できる予算を確保するための予算を計上したとのことでございました。このことについては、今後適切な執行管理が必要であることはもちろんでありますけれども、今回の補正の中には経済対策などの重要な事業が数多く含まれております。早期発注など、効果的な実施が図られるようつけ加え、私の賛成討論いたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。6番、原田君。

○6番（原田全修君） 6番、原田です。

私は、この補正予算に反対する立場で討論をさせていただきます。

この大事な補正予算であるわけですので、当然大部分はといいますか、私がただいまから申し上げるようなこと以外は、早期に対策をしていく必要があるだろうと思っておりますが、ここの時点につきましては、やはりもう一度、再考を促すと、そういう意味でこの提案に対しての反対討論ということであるわけです。

まず、平成21年度の剰余金が6億円という、こういったこれもびっくりするような、そんなついこの前、話がありまして、それも今となっては21年度の話ですから、許容せざるを得ないということなんですが、その使い道としてどうなんだということで、当時も議論があったわけですが、それで、その平成22年度の中で可能な限り有効にこの剰余金を使っていくべきだということから、町長御自身も積極的に使い方を考えていくという答弁もあったわけなんですが、実際は今度のこの補正予算を見てみますと、そういった配慮がされておらずに、ほとんどが平成23年度へ持って行ってしまっていると。結果的に財政調整基金の繰り入れというのは、むしろマイナスになっていると、今回はですね。本来は、これが相当プラスになっていてもらいたかったんですが、そういったところがなくて、トータルでいうと少し残念な予算の内容にはなっております。しかし、今となってはといいますか、これをじゃ、新しい事業を追加しろと言っても、これは今のところ難しいだろうと思いますので、この点も今回の私の話の中からは外させてもらいますが、ブロードバンドの繰越明許につきましては、これについては先ほど来、質問の中でも十分な答えがされていないという、そういったようなことから、これもやはり納得ができないということで、この繰越明許につきましては本来は全額減額補正をすべきだというふうに思うわけであります。

私たちのこの町の一般会計予算の約30%にも相当する、この膨大なブロードバンド基盤整備事業、こんなに大規模な事業を展開する、30%もの事業費を投入するようなブロードバンド事業を展開するような自治体は、全国見渡しても多分、川根本町ただ一つだけだろうと思っています。ですので、いろいろな選択肢がある中で、十分な調整をして検討をして、それから最終的には決めていくべきだという、こういった提案を私は前々からしてきたつもりですが、こういったことがことごとく、なぜか曲げられた形の中で、これが進んでしまっているというところに、実は大変な危機感といいますか危惧をしております。

それは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ビーム設計という会社がこれは設計をしておりますし、16.6億円の事業も設計をしておりますし、4,900万の詳細設計費というのもビーム設計であります。その22年度の560万と言いましたか、これが基本設計として使われたということなんですが、これはもちろんビーム設計ですね。ほとんどがこういったところの1社で大体進められているという、この提案をほとんどそのままそっくりこの議会にも投げかけてきているという、もうちょっと自主性といいますか、自立性といいますか、その主体性といいますか、そういったものをちゃんと入れた形で提案をしていただきたい。私たちが、ここでうっかりしていると、これはそのまま住民のところへ行ってしまう。これが結果的に住民への説明会であったり、あるいは住民懇談会のところでの当局の説明であったりするわけなんです。ですから、もっと住民の意見を、あるいはその意見といいますか、住民の感情といいますか、住民が求めている行政サービスというものをもっと分析した、その上に立った同意をどういうふうに構築していくかという、そういう立場で、立ち位置で進めていかないと、先にブロードバンドありきの形で、これをうまく使えば何とか生活が楽に

なるかもしれないとか、楽しい世界が構築されるかもしれないみたいな、夢のようなところをそこに入れ込んでいって、そしてこれは必要なものだというような、そんなような言い方をした、この推進の仕方というものは、やはり相当な疑問を持たざるを得ないということがあります。

そういったことで、この繰越明許4,300万円は、それでは本当に必要なものであるのかということでお伺いしたところが、先ほどの話の中では、16.6億円の工事をやるという、その前提で光ケーブルの天架をする電柱だとか、あるいは各家庭への引き込みをする光ケーブル、こういったようなものを布設するためのその調査費だとか、あるいは設計書の作成だとか、こういったところが4,300万円ですと、こういう話でした。これは明らかにそういった原案を、ビーム設計の原案をそのままそっくり進めようとする、あたかもそれをもう政策誘導するかな、そんなふうな思いもしてしまうような予算ではありませんか。

さらに、町長、先ほどこれは最大、4,300万円は最大調査費だと言われましたけれども、実はこの内容を見ていきますと、この16.6億円の工事費は安くするために幾つかの工夫がされているということなのですが、例えば大井川鉄道の鉄道敷にケーブルを敷設すると、これは安く上がるだろうとかという話がありましたけれども、こんなようなことをやっていきますと、これはケーブルといいますか、光ケーブルシステムそのものが根本を揺るがしかねない、はっきり言って非常に不安定なシステムになってしまう、危険性のあるシステムになってしまうだろうということなんです。最終的に、このブロードバンドシステムというものが、この町の単独のシステムであってはならないというふうに思います。要するに、現在N T Tの黒電話と呼称します、各家庭に入っているこの電話ですね。こういった電話がやがてI P化していく。I P化ということはデジタル化していく。そういったようなところへ向かっていこうとしているときに、この我が町が自分たちの独自のシステムをつくっていってしまうと、最終的にはN T Tのシステムと、この川根本町の独自のシステムがずっと将来とも2本立てで進んでいってしまう。こんなような設備の二重化をするというようなことを実は念頭に置いたような設計が4,300万円だと。しかし、これは最大値ではないと思います。ですから、最終的にそういったような構築するシステムが仮に光ファイバーシステムで仮にあったとしても、最終的には非常に合理化された、例えばそのN T Tの方へ移管がされる、譲渡される、そのような形でつくっていくような設計であれば、実は4,300万円ぐらいではとても済まないかもしれません。最大4,300万円と言いましたけれども、それはあくまでもビーム設計が提案してきた案に対する予算措置であろうと思います。

そのようなことから、とにかく今どうなるともわからないような、こういった調査設計費を、これを繰り越す事業が、そういうテーマが存在しているから、これは事業の継続ではありませんね。テーマが存在しているから、そのまま事業費を、予算値を繰り越すなんていうことは、これはやはりあってはならないことじゃないかと思います。ですので、そういった意味でこの繰越明許、これが4,300万円というものがそのまま存在する限りは、私はこの

原案に対しては賛成できないと、こういう観点で反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論ありませんか。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 8番、中澤です。

それでは、私は議案第7号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第4号に賛成の立場から討論いたします。

今回の一般会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ1億1,107万3,000円を増額するものであり、その中の主なものは住民生活に光をそそぐ交付金事業、きめ細かな交付金事業などの予算増額と地域自治会振興事業交付金事業などの予算の減額となっています。増額される交付金事業については、円高・デフレ対応などの緊急経済対策、このことにつきましては、先ほど高畑副議長も賛成討論の中で言うておりましたが、そうした地域の活性化、そうした交付金の活用により、地域の活性化を目的としている事業がたくさん含まれております。また、この補正予算の中には社会福祉費、児童福祉、あるいは衛生費など、ワクチン等の接種などに、住民に即必要な予算が組まれております。

ただいま反対議員の原田さんが情報通信基盤整備事業、このことについて反対しましたけれども、今、検討会が行われておるところでございまして、3月には、ある程度の方向性が出ると私は見ておりますので、そこを注目して、このことについては余り触れたくないと、こう考えています。

そうしたことで、予算計上の方法などに一部反対してられる議員もおられますが、それも多少私も理解できます。しかし、何といたってもこの事業は、この補正予算、川根本町住民にとって必要なものでありますので、そうしたことも含めて私は賛成といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第7号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第7号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第4号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 2 時 0 分

- 議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 10 議案第 8 号 平成 22 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議長（板谷 信君） 日程第10、議案第 8 号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 3 号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第 8 号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 3 号の概要について説明いたします。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億8,943万2,000円としたいものであります。

これは、国保連合会の共同処理システムの新システム移行経費分担金と平成21年度の特定健診等の実績に伴う返還金であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保 6 ページをごらんください。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費は、85万2,000円の追加です。これは、国保の各種業務を行う、共同処理システムが新システムへ移行することに伴う、国保連合会への本町の分担金です。

第11款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金は、66万2,000円の追加です。これは、平成21年度特定健診及び出産一時金の実績により、返還金が生じたため追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保 5 ページをごらんください。

第 3 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金は、85万2,000円の追加です。これは、新システム移行経費への財政調整交付金です。

第 9 款繰入金、第 2 項基金繰入金は、66万2,000円の追加です。これは国庫返還金に伴うものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第8号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 議長(板谷 信君) 日程第11、議案第9号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第9号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,590万円としたいものがあります。

今回の補正は、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し、増額補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護9ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、27万7,000円の増額です。

第2項介護予防サービス等諸費は、376万4,000円の増額です。

第3項高額介護サービス等諸費は、2万9,000円の増額です。

第4項高額医療合算介護サービス等費は、258万1,000円の増額です。

第5項その他諸費は、16万5,000円の減額です。

第6項特定入所者介護サービス等費は、24万7,000円の増額です。いずれも実績見込みによるものです。

第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は、195万5,000円の減額です。

第2項包括的支援事業・任意事業費は、148万5,000円の減額です。事業の実績見込みによる減額補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護5ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料は356万8,000円の減額です。収入見込みにより減額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、6万2,000円の増額です。介護給付費の増に伴う国庫負担金の増額です。

第2項国庫補助金は、221万6,000円の減額です。調整交付金の実績による減額と地域支援事業費の見込みによるものであります。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、143万3,000円の増額です。介護給付費の増による介護給付費交付金の増額と地域支援事業の減による地域支援事業交付金の減額によるものです。

第5款県支出金、第1項県負担金は、212万6,000円の増額です。これも介護給付費の増による介護給付費県負担金の増額によるものです。

第3項県補助金は、21万6,000円の減額です。介護予防事業の減により減額と包括的支援及び任意事業の増額によるものです。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、99万8,000円の減額です。介護給付費の増、地域支援事業費の減に係る一般会計の負担分の補正をお願いするものです。

第2項積立基金繰入金は、667万円の増額です。介護給付費の増による一般財源の不足を補てんするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告をしてあるんですけども、少し事前に聞いてわかったことがありますので、そこを外して質問1の3と5のところですね。19節の細節3と5について、まずお聞きします。

細節 3 の地域密着型介護サービス費の 1 億 950 万 7,000 円を 3,761 万 4,000 円減額することについて、34.3%の減と大きな減になっているわけですが、この理由。

それから、次、細節 5 の施設介護サービス費 3 億 9,079 万 7,000 円に対して 1,883 万 9,000 円の増額、4.8%の増なんですけれども、この内訳をお聞きしたいと思います。

それから、その次の細節 7 の特定施設入所者生活介護サービス費 367 万 7,000 円に 645 万 9,000 円増額で 176%の増額になっているんですけれども、この理由についてもお聞きします。

それから、11 ページなんで、あっ、ごめんなさい。今、聞いたのは 9 ページの部分です。

それで、11 ページのところですが、2 款 4 項 1 目の 19 節、高額医療合算介護サービス等費 100 万円に 2.5 倍になる 258 万 1,000 円の増額について、理由などお答えいただきたいと思います。

それから、12 ページの 5 - 1 - 1 介護予防事業のところの 13 節、生活機能評価検査委託料なんですけれども、408 万 9,000 円を 105 万 5,000 円減額ということで、これもちょっと大きな減額なんですけれども、その理由をお聞きいたします。

それから、同じページの 19 節の地域介護予防活動支援費助成金 100 万円を 30 万円減額するんですけれども、3 分の 1 の減額ということで、どのような活動への支援で、減額の理由は何かということをお答えください。

それから、13 ページの 5 - 2 - 1 の包括的支援事業及び任意事業費のところの 20 節扶助費の細節 1 福祉介護手当 660 万円を 102 万 9,000 円減額するんですけれども、その内訳と理由をお聞きいたします。

それから、歳入の方で 5 ページなんですけれども、1 款 1 項 1 目の第 1 号被保険者保険料、現年度分が 356 万 8,000 円減額になっていますけれども、特別徴収保険料で 304 万 5,000 円の減額、普通徴収保険料で 52 万 3,000 円の減額ですけれども、この理由と対象人数は通告していないんですけれども、もしわかれば教えてください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えいたします。

まず最初に、地域密着型介護サービス費の 3,761 万 4,000 円の減額でございますけれども、これはあかいしの郷の方でございますけれども、認知症対応デイサービスという事業を行っておりますけれども、こちらの方の利用が非常に減っていると。通常のデイサービスの方で認知症の方も見られているというようなケースが増えまして、そちらの利用が減っているということが 1 つでございます。

もう 1 点は、本川根の方に小規模多機能の施設ができましたけれども、これが 4 月予定だったものが 5 月にずれ込んだというようなものが原因しております。

次に、施設介護サービス費の 1,883 万 9,000 円の増額でございますけれども、これは特養施設とか老人保健施設ですね、こういったものの建設が進みまして入所が増えていると、計画時点では予定してなかった施設等が建設されたということで、そちらの方の入居が進んで

おるというような状況でございます。

次に、特定施設入所者生活介護サービス費の645万9,000円の増額でございますけれども、これは有料老人ホームなどの入居者の認可が受けられれば介護サービスが受けられるということで、計画時点では24名ほどの予定をしていたんですけれども、12月現在ですか、48名の利用があるというふうに非常に伸びていると、大きな伸びになっております。

次に、高額医療合算介護サービス等費ですけれども、285万1,000円の増額ということでございますけれども、これは介護保険と医療保険の合算の関係でございます。平成20年度の支給分ですけれども、これは平成21年度に予定していたんですけれども、国保連とか後期高齢者、広域連合のシステム、対応の遅れもありまして、実際は21年度はちょっと支払いができないというような状況でありました。したがって、この分も平成22年度に支出ということで今年度支出がかさんだためでございます。

次に、介護予防事業の関係で生活機能評価検査の委託料の105万5,000円の減額でございますけれども、これは特定健診時等に問診票を出していただいて、その状況から追加項目検査を行うような、そういう形になっておりますけれども、そして特定高齢者を選定しているという状況でございます。健診の受診者は1,300人予算確保しましたけれども、受診が836人とどまったということで減額ということでございます。介護保険の関係の制度改正がございまして、来年度につきましては生活機能チェックのみで介護予防の対象と、そういう選定ができるというようなことがありますので、来年度は範囲を広げまして実施していきたいと考えております。

次に、地域介護予防活動支援費の助成金の30万円の減額でございます。これは、各地で介護予防に取り組んでいただいている団体に対して、5万円限度の助成金を交付する制度でございます。ひとり暮らしの老人の見守り訪問とか、集会所等に集まっていたりレクリエーションゲームとか、そういった事業を行っていただいているというような団体で、町内20団体ほど予算を計上しましたけれども、主なものとして赤十字奉仕団11団体、そのほかボランティアグループの3団体と、こちらの14団体の支出ということでございますので、全員の控除分を減額させてもらうというものでございます。

次に、包括的支援事業及び任意事業費の中の福祉介護手当でございますけれども、102万9,000円の減額ということでございます。年度当初75人分の予算を計上いたしましたけれども、現在の状況でございますと64名ということでございます。死亡された方とか施設入所や入院されたため減少したということで不用額を減額させていただくということでございます。

次に、歳入の部分でございますけれども、保険料の減額理由でございますけれども、これは計画時点に比較しまして現状見ますと、所得階層ですね、段階ですね、これが高いところの人が実際減りまして、低い段階のところの層が厚くなったといえますか、そういった状況で保険料の収入も減りましたので減額させてもらうということでございます。人数につきましては、細かい調べはしておりませんけれども、そういう状況にあるということで御理解い

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問させていただきます。

まず最初に、順番に、本当は順番でない方がわかりやすいかもしれませんが、順番に聞きますね。

最初の9ページの2-1-1のところの細節5の施設介護サービス費についての増額の理由で、町になかった施設ができたので入所者が増えたということですがけれども、特養だと思うんですね、できたのは。特養の場合は住居も移してしまうんじゃないかなと思うんですが、特養つくると、そのつくった町の介護保険料が上がるよということをよくうちの町の社協の職員の方から私、怒られて、何回が言われたことがあるんですがけれども、そういう認識とはちょっと違うのかなと、今の説明を聞いていて思ったんですがけれども、うちの町の高齢者の方がその新しい施設に入所されて、うちの町で出す分が増えたという説明ですよ。住所を移すということがあるのかなのか、そこを教えていただきたいんですがけれども。

それから、もし人数がわかったら何人、例えば町外のそういう特養施設に入所者がいらっしゃるということは、うちの町の需要を供給が満たしていないということになるわけですので、行政はそういうことをちゃんと把握しているのかどうか、その点をお聞きいたします。

それで、次の有料老人……、24人を見たけれども、48人の利用があったというのは、細節7の答弁ですね。これも町外の、特定施設というのは町内にはないんじゃないかなと思うんですが、町外の施設の利用かどうか、それも確認をしたいと思います。

それから、次に、11ページの2-4-1の19節についてですがけれども、高額医療合算介護サービス等費ということで、高額医療と介護の合算支給分だというふうな説明があったんですがけれども、その支給分を予算計上していたんでしょうか。高額と介護の合算で限度額、負担限度額ですか、本人負担の限度額が決められていると思うんですがけれども、本人負担を除く部分の経費かなと思っていたんですがけれども、ちょっとそこのところを確認したんですがけれども、それから、12ページの5-1、すみません、そこはいいです。

それから、最後じゃない、12ページの19、9節ですかね……。19節でいいのかな、19節の地域介護予防活動支援費助成金100万円の件ですがけれども、赤十字団体に11団体ですか、それでその他のボランティア団体が3団体あって、当初の20団体の予定が14団体になったことによる減だというふうに言われたんですがけれども、1団体幾ら……。

（「5万円」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） 5万円、隣で教えてくれた。1団体5万円、これは昨日聞いたんですがけれども、聞こうかと思ったけれども、5万円ということで、その他のボランティア団体というものはどういう団体なのか教えてください。例えば、私たちの徳山でもボランティアさんの団体がお弁当配達とか、いきいきサロンとかやっているんですがけれども、お弁当配

達のボランティアには全く何もないし、いきいきサロンの補助金は最初の立ち上げのときは5万円だったのかな、年間、それがもう立ち上げ済むと社協から3万円だかしか来なくなっているわけですね。5万円この団体に支給しているということになると、どういう団体の方たちが、どういうボランティア活動をやっているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

それから、最後ですけれども、歳入のところで所得の高い方が減っていて、低い方が増えていることによる保険料徴収額の補正だという説明ですけれども、それを聞いて大変な状態というか、高齢者になっているんだなということを感じました。それで、このようにサービス利用額が増えていくと、来年度つくる介護保険事業計画ですか、第5期になるんですかね。保険料を、また見直しがあると思うんですけれども、こういう所得が減っていく、サービスは増えていって保険料の値上げなんていうことを単純に考えているのではないかと、とても心配でなりません。そのことについて行政はどのように考えているか、お聞きします。

以上です、2回目。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） それでは、再質問に対してお答えさせていただきます。

施設介護サービスの関係で特養施設が新たにできたこともあって、そちらの方の費用が伸びているというような説明させていただきましたけれども、町民の、当然こちらで支出しているのは町民でございます。施設によっては住所を動かす場合もございますけれども、そうした場合には住所取得ということで町民の扱いをさせていただいております。

人数ということでございましたけれども、ちょっと今、手元にそちらの方は調べはございませんので、失礼します。

次に、特定施設の入所者生活介護サービスの有料老人ホームですね。これも同じ形でございます。町内にこういった有料の老人ホームがあるわけでございませぬので、町外の状況だということで御理解ください。

次に、高額医療の合算介護ですね。これは所得区分にもよりますけれども、高額医療費と同様に、ある程度基準額をオーバーした分について返還ですかね、償還するというような形の制度でございます。

次に、地域介護予防活動支援金の助成金の関係でございます。赤十字奉仕団以外の団体でございますけれども、久野脇にボランティアグループ、それから、崎平にも同じくボランティアグループがございます。それから、本川根には孫の手クラブということで、小さなお子さんをお持ちのお母さんが老人との交流をしていただくというような3団体がございます。そんな状況です。

あとは歳入の部分でございますけれども、先ほど説明しましたように、これは介護保険、御存じのように3カ年の計画を立てております。それで、最初の計画年次の状況で見込みを立てて所得階層を見ながら保険料収入を試算しますけれども、こういった経済状況の中で非

常に下がっておるという事実がございます。したがって、来年度、次期の介護保険事業計画立てることになっておりますけれども、その段階におきましては、こういった状況をよく見据えて、ある程度確かな見通しを持って保険料の方、算出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初のところでは、町外のそういう特養とか有料老人ホームとかの施設に入られる方が増えたことによる増額が大きなところを占めているということですが、以前、特養建設を、特養のあかいしの郷を増設を求めたときに、町長は、町内の状況を見て、その必要性が今のところないようなお答えをされました。待機者がそのとき60人ぐらいいるということ、あかいしの施設の施設長さんから聞いたんですけれども、結局ただ、名前を入れてあげているという状況があって、せっぱ詰まった緊急な状況にはないと、そういう緊急な状況でも足りないという状況があれば増築などの要請も特養さん、あかいしさんと話し合っていきたいというふうなこと、一般質問のときに答えられたんですけれども、まさにこれを見ると、そういう必要性が出ていると判断できるものではないかと思います。

私はこういう施設を町内につくると、そこによその町からも入ってこられる。そうすると、その町の介護保険料がものすごく上がるよということを言われたもんですから、なかなかそれも高齢者年金だけが頼りで、先ほども低額の所得者が増えているよということで介護保険料が上がるのは本当に大変なことだな、何とか食い止めなきゃいけないなという思いも片方であったもんですから、それ以降、余り言わなかったんですけれども、やはりこうやってよその町に出て行って、よその町の施設を利用するくらいだったら、私はうちの町にちゃんとつくって整備して、うちの町で職場も増やせる、よそから入ってきた人の分も入ってくる、そういう収入も入るというような、こういう事業にやはり町は前向きに積極的に、大いに積極的に取り組むべきではないかと思うんです。

それと、その反面で、介護保険料、当然上がっていくと思います、施設ができれば、増えていけば。そういうことに対して、例えば今度の介護保険料決める事業計画では、低所得者の人たちへの負担をどうやって軽減というか、重くならないように考えていくかということ、を真剣に取り組んでいただきたいなと思いますけれども、その点について行政側の考え、2つ聞いてしまいましたけれども、特養建設の必要性和保険料の低所得者への負担増をどう食い止める考えがあるかどうか。その2点と、それから、12ページの5 - 1 - 1の介護予防事業で、生活機能評価検査が1,300人枠を確保していたのに836人とどまったということで、やはりこの私も医者とかかかるのは、自分自身がかかるのは大嫌いなんですけれども、でもやはり、高齢者の方たちは事前にきちんと診ていただいて、検査していただいて、なるべく自分たちで予防したいという気持ちをとっても強く持っていらっしゃるのに、なぜこういうふうに少ないのかなという疑問が大きくて仕方がありません。そういうまじめな、本当に前向

きに健康を守っていきたい、お金かからないようにしていきたいと思っている人たちが多いこの町で、こういう低い状態というのをやはり行政は何とか食い止めなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、このことに対して、何か回答では来年度は生活機能のみでできる範囲の中で範囲を広げたいという答えだったんですけれども、ちょっと意味がわかりませんので、もう一度わかるように説明をお願いいたします。

それから、最後ですけれども、もう1点、ボランティア活動の点ですけれども、年間5万円いただけるということで、ボランティアをやっている方たちはわずかなお金で活動をやっているわけですが、活動の内容がお子様と老人の方々の交流などということで、規模とか何かわかりませんが、現在、無償でボランティア活動、無償というか、社協の補助金だけでやっている団体の人たち、そういう人たちも例えば重複で、これ申請できるのか、重複はだめだよと言われたら、この助成金が多い方に移っても、そういうボランティア活動をやっている団体は認められるのか、どういう基準が認めるのにあるのか、その点について伺います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 幾つか質問いただきましたけれども、まず、特養施設の検討でございますけれども、この件に関しましては、議員が御指摘のとおり、これまでも待機者の関係でいろいろ議論されているところでございます。町内に特養施設をどうだというような打診がないことはございませんので、そんなことも踏まえまして次期計画の中で細部を検討してまいりたいと考えております。

あと、保険料の設定でございますけれども、前回の見直しの際にそういった形で保険料の段階を変更したというようなこともございます。これも今度の計画策定に当たりまして、同じように検討、本日、御所見もいただきましたので考えていきたいと考えております。

あと、ボランティアの関係でございますけれども、これは地域介護予防活動支援事業費の補助金交付要綱というものがございまして、介護予防に資する団体の育成支援を図るための事業ですね、具体的には疾病の予防、高齢者の健康管理とか、そういった内容、それから、安否確認とか見守りの支援、それから、ひきこもり防止とか交流会というような、そういった事業を計画していただいていると。おおむね5人以上の団体でやっていただいて、そういった交付要綱の趣旨、基準に合致する団体であれば認められるというように御理解いただきたいと思います。

あとは、生活機能評価検査の関係でございます。先ほどの若干最後の方につけ加えさせていただいたんですけれども、これまでは問診票を書いていたかまして、ちょっと気がかりな方は血液検査とか、医師の診察とか受けていただくというような形でできていたわけなんですけれども、介護保険の制度が若干見直しされまして、生活機能のチェック、こちらのみで介護予防の対象者と選定できるというような、取り扱いが変わってまいりました。したがって、これまでは国保の対象者とか、後期高齢者の対応者であったわけですが

も、広く65歳以上の方にこの生活機能チェックをしていただいて、より多くの皆様から介護予防にということに必要な方を把握しまして、介護予防事業に参加していただくように促したい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第10号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第10号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,890万円としたいというものであります。

今回は、地名簡易水道施設整備事業に係る財源更正ときめ細かな交付金事業の追加です。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回の補正予算は、国の緊急総合経済対策である、きめ細かな交付金事業として実施する事業経費について計上するものです。

第3表は、地名簡易水道施設整備事業に係る地方債の補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水9ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道管理費は、440万円の増額です。きめ細かな交付金事業として、ろ過機塗装、配水池フェンス設置等の浄水場施設の維持修繕工事を計上しております。

第3款公債費、第1項公債費は、財源更正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水7ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、47万円の増額、第4款県支出金、第1項県補助金は、22万円の減額です。これは、地名簡易水道施設整備事業に係る国・県補助金の変更によるものです。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、380万4,000円の増額、第2項基金繰入金は、395万4,000円の減額です。これは、地名簡易水道施設整備事業及びきめ細かな交付金事業等の一般会計及び基金分の変更によるものです。

第9款町債、第1項町債は、430万円の増額です。過疎対策事業債及び簡易水道事業債の充当変更によるものです。

第2表繰越明許費につきましては、簡水3ページをごらんください。

今回の繰越明許は、国の緊急総合経済対策である、きめ細かな交付金事業であります。

平成23年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

第3表地方債補正につきましては、簡水4ページをごらんください。

これは、地名簡易水道施設整備事業に係る過疎対策事業債及び簡易水道事業債の充当変更によるものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算(第3号)

- 議長(板谷 信君) 日程第13、議案第11号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第11号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,667万8,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回の補正予算は、平成22年1月に故障しました千頭温泉について調査検討を踏まえまして改修工事費の追加と接岨峡温泉ポンプ工事の減額です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

温泉7ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は、4,220万4,000円の増額です。千頭温泉ポンプ改修工事費の追加と接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉6ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、4,220万4,000円の増額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。

第2表繰越明許費につきましては、温泉3ページをごらんください。

今回の繰越明許は、千頭温泉ポンプ改修工事であります。早期復旧に向け、できるだけ早い発注を目指すものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点お聞きいたします。

まず、7ページの2款1項1目維持補修費、15節工事請負費4,220万4,000円についてですけども、千頭温泉を引湯している旅館経営者などと、今後もし万一、また大きな事故が起きたときなどの対応について、どのような話し合いをされているのか伺います。

それから、2点目、3ページの繰越明許費に工事請負費4,530万円が出ていますが、このポンプの耐用年数や積算根拠、それから、ストロー管による引湯の安全性、実績などについて伺います。

それから、3つ目ですけども、この工事について入札を行うのかどうかをお聞きします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、故障時の今後の対応についてどのような話し合いをしているのかというような御質問ですが、1月ですか、温泉利用者との話し合いを持ちました。その中で、利用者の意見としまして千頭温泉利用組合の設立がぜひ必要というようなことで、組合設立の意向を示してくれました。今後は、またこの中で利活用の方法等を検討していきたいと思っております。

また今後、ポンプの故障等あった場合や長期の方向性も含めまして、話し合いを続けていきたいと考えております。

それから、2つ目ですが、工事費4,530万円が出ておりますが、このポンプの耐用年数、それから、積算根拠、ストロー管方式による揚湯の安全性、実績はという御質問ですが、ポンプの耐用年数ですが、これは法定耐用年数ですが、15年であります。しかしながら、業者の方が言うには、温泉の揚湯に使用する場合、井戸の泉質等によりまして寿命が異なり、一概には言えませんが、温泉に使用した場合は9年から10年とも言われております。また、5年に一度、ポンプオーバーホールと10年目のポンプ交換が長持ちするのに、そういったことをやった方が長持ちするというような助言もございました。

また、4,530万円の積算根拠ですが、4,530万円のうち3,800万円ほどが資機材費でございます。そのうち約半分が揚湯管の資機材、それから、ポンプ・制御盤・水位計などの機材が半分、残りの700万円ほどが現場及び一般管理費となっております。

それから、ストロー管による揚湯の安全性、実績ということですが、千頭温泉は、井戸の深い位置で温度が高いということもあり、またガスも発生し、また孔内も480m付近から管も細くなっておりまして、またその480m付近から曲がりもあるため、このような方法が施工にも支障がないというような方法で一番最適と判断をしております。また、事業者からの情報ですが、この事業者が施工したのは、これまでに4カ所ほどを実施しております。平成13年12月に実施したものが一番古く、やはりここも3年を目安にポンプのオーバーホールを行いまして、現在も故障がなく稼働をしているということです。その他の箇所は最近実施したもので、まだ1年から2年しか経過していませんが、これまでは故障もなく稼働しているとのことでございます。

それから、3つ目の御質問ですが、入札を行うのかという御質問ですが、指名競争入札を予定しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1問目ですね。故障のときの対応についてどのような話し合いをしていますかと聞いたんですけれども、それについては全然答えがなくて、利活用について検討したいという答えだったんですけれども、絶対故障しないということはないんじゃないかと思うんですよ。しかも、小さい故障で住民の人たちも納得できるような状況ならいいけれども、大きな故障になった場合に、どうするのか。町長は、これまでこのようなことを二度、三度というか、もう一度と言いましたよね。もう1回というわけにはいかないというふうな答弁もされているわけですから、そのことはきちんと、今度の工事が最後だよというような話も中澤議員なども一般質問でやってありますし、そういうことをきちんと利用者と話し合うべきではないかと思うんですけれども、その点について話し合いをしたのかどうか伺います。

それから、2点目は、このポンプというか工法ですね、修理の工法について、深い位置だと温度も高く、ガスも発生すると言われたのか、発生しにくいと言われたのか確認したいです。発生しにくいというならわかるんですけれども、ガスがもし発生するんだったら、それをストロー管で揚げればガスは関係なくなるのか。今度の300数十万円のポンプというのは、一応ガス対応型だとは言われていますけれども、私たちはガス対応型の水中ポンプというのはもっと高いという説明を今までずっと受けてきたわけですから、それでガスの発生が多くなるということでしたら、本当にこのポンプで、この井戸にふさわしいのかどうか。ほかのところは4カ所実績があって、1カ所は大変長い期間も使っているけれども、順調、順調というか3年ごとにポンプのオーバーホールして2台を交代に使っているということですし、ほかの3カ所については、まだ1、2年の実績しかないということで、本当に実績が試されているというふうにはとても思えないんですけれども、その点について大丈夫かということですね。ガス対応型と言っているけれども、本当にガスが発生すると言われたんだったら、

その対応がこのポンプでできるのかどうか。

そのことと、それから、1カ所でも長く使っているところでは3年ごとにオーバーホールしているということなんですけれども、どれくらいの経費を3年ごとに、このオーバーホールをすることで経費がかかっているのかどうか、その点についてお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） まず最初の故障時の対応について話し合いをしているのかという御質問ですが、現段階では、今、千頭温泉の復活ということで話し合いを持っておりませんが、今後、ポンプの故障があった場合とか、長期の方向性も含めまして話し合いを続けていきたいと考えております。

それから、次のガスの発生ですが、ガスも発生しというお答えをさせていただきました。これは深いところでは水に溶けたような状態ではありますが、地表に近づくにつれまして気泡状態になるということです。深い位置でポンプを動かす場合は、この方法がいいというような判断でございます。

それから、実績ですが、これは1つの事業所しかお答えがなかったものですから、1事業所での4カ所施工ということでございます。

それから、ちょっとポンプオーバーホールの費用というものはちょっとつかんでおりませんが、前回ポンプの入れ替え工事をしたときには約500万弱ですか、かかりましたものですか、そのぐらいはかかるのではないかと予想をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ポンプのオーバーホールの費用を確認していないということでは、私はちょっと本気度が信頼できないなというふうに思います。このポンプについて私たちは、疑問が全協でも出されたわけですから、よく確認をすべきではないかと思います。どれくらいかかりますかと聞けば済むことなわけですので。それと、ストロー管をつけているので深いところではガスも発生して温度も高いけれども、それをポンプは深いところに置くんではなくてくみ上げる間にガスがなくなって、ポンプに来るときには、温泉水が来るときにはガスはあんまりないよという説明だったんでしょ。だから、そんなに高額な、高級なガス分離のポンプをつけなくてもいいよということなんでしょうか。

それと、ストロー管というものの耐用年数、ポンプはこういう温泉井戸だと9年から10年くらいではないかというふうに言われましたけれども、ストロー管というのは材質が何なのかちょっとわかりませんが、耐用年数あると思うんですよ。これをつけかえるというのは、ストロー管が大体高かったという説明、高いんだという説明ですので、もし取り替えるとなると大変なお金かかるんじゃないかと思うんです、工事費も資機材費というんですか、その材料、ストロー管そのものを購入しなきゃいけないから。そういうことについてどれくらいかかるのか、またちゃんと調べてあるのかどうか、その点もお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） ガスの関係ですが、これは深いところだと、先ほども申しましたように水に溶けたような状態であります。ですが、地上100m付近ですか、そこまで揚がると気泡状態になってくるというような状況でございます。ですが、450mほどの付近にポンプを据えつけますが、その時点でもある程度ガスを吸収、水に含んでおるものですから、吸収するものですから、そこではガス対応のポンプが必要となっておりまして。

それから、あとFRP管ですか、とかサマルチューブ、これの耐用年数ということですが、これは水中に入っている以上、ある程度、長い年月持つのではないかと考えております。特に今回、耐用年数等は調べてきておりません。

それから、先ほどのオーバーホールの金額ということですか、先ほどの前回やったポンプの入れ替え工事が500万と言いましたが、これはポンプ自体のものも価格に、金額に入っているものですから、ポンプを除いた部分が工事費としてかかるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今の3回目の質問にはございませんでしたが、鈴木議員の御質問の中に流れているものの中で、今回限りというようなことを私、申し上げた覚えはないんですが、今回限りということは申し上げておりません。基本的に温泉は供給する責任を負っているという状況の中で、今回、温泉の改修工事をやろうとしております。しかしながら、これが今後何回も続くような事態というのは、町の財政にも大きな負担をかけますし、そういう中で温泉に取り組まれる皆さんについては町の財政負担のことも考えて、しっかり営業努力をやっていただきたいと、そしてそういう状況をつくり上げていく中で、あの周辺にも波及効果が及び、千頭に温泉が必要だと、そういう状況をつくり上げていただくことによって、町の議会の御理解もいただけるのではないかと、そういう御理解をいただけるような状況をつくるために精いっぱい頑張りたいと、そういう思いで、私自身は業者の方に出会ったりするにはそういうことで、観光協会とか商工会にも申し上げておりますけれども、そういう方向で頑張りたいと、それが今後につながっていくのではないかとこのように思っているわけでありまして。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 当議案に対して反対の立場から討論を行います。

現在、千頭温泉を利用している旅館は、千頭地区で千頭と小長井地区合わせて6軒という

ことで、先ほど質疑でも言ったんですけれども、6軒ある旅館のうち半分の3軒しかないわけです。そのほか、町営の公衆浴場1軒と公的施設である創造と生きがいの湯の計5施設であるというふうに、24日に配られた資料には書かれていました。観光立町に大きな力を入れてきた旧本川根では、千頭駅付近の町の中心地に何とか温泉を当てたいと、歴代の行政トップの方々があちこちと何度となく掘削したりしてうまくいかずに、わずかな湧出を得たこの単純泉で温度も地下深くなければ温泉と認められない。にがりやガス混入がきつくて、たびたびポンプの故障に見舞われてきた。こういう決してよい源泉とは言えない千頭温泉に一縷の望みをかけて今日まで多額な経費をつぎ込んできたことも、24日の資料を見て大変よくわかりました。

昨年、引き続き故障によって1年以上給湯できなかった千頭温泉を、この間、接岨から運んでいたわけですが、この間、2,000万円を超える2回の調査の末、今回ポンプ取り替えなどで4,200万円を超える大規模な工事費を計上した補正予算が出されてきましたけれども、先ほどの答弁からも今後、町外からの誘客に対して地元の人たちにもっと波及効果を考えるように組合をつくって検討するようというふうな要望をしているということではありますが、本当にこの温泉が今回の修理によって波及効果をもたらすというふうなことは、私はなかなか考えられないと思います。それよりも3年に1回ぐらいでポンプをオーバーホールしなければならないこと、また、工事についても安全にずっと使えるかどうかという保証は全くないというよりも、心配の方が大きいわけです。まだ実績が1カ所だけで、そこも3年ごとにオーバーホールして今日まで順調に使っているということですが、本当にそのストロー管の安全性、落下したら深いところに落ちてしまう。それをじゃ、どうしたらもう一度つけ直すのかとか、そういういろいろな心配されることに対して、行政がどれだけ真剣に調べたり、どれくらいの費用がかかるのかとか、入札を行うということだったんですけれども、こういう工事の入札を行うということですが、本当にそうやって入札をやって業者が、入札に参加する業者があるとしたら、私はもっと実績があって、全国にあっていいと思うんですね。うちの町で、ああ、これはいいなと行政が判断したように、ほかのところでも同じような井戸、余りよくない井戸を温泉として使えるならいいじゃないかというふうな実績が出てもいいと思うんですけれども、本当に実績があんまりないということを聞いても、信ぴょう性というんですか、この工法、ポンプを使うことに対する信ぴょう性というのは、私は本当に信じがたいものだと思っております。

故障すれば接岨温泉の温泉源泉を運んできたりとか、ほかの方法をとらなければならないくて、旅館を営業されている方たちの営業にも支障を来しているというのは、私はよくわかります。だからこそ、この温泉、例えば旧中川根の梅島下の温泉は自噴で6・ぐらいといいましたっけ、増えていて、多い自噴をしていますし、単純泉ではありませんし、そういう温泉はそのままにしておいて、千頭が観光客がたくさん千頭駅に降りるところだからということで、ここに何とか温泉をやらなければならないというふうに考えているようなんですけれども、

私は旧本川根の温泉誘客といえ、やはり40年以上前から、金嬉老事件の以前から全国に秘境の温泉として知られている寸又峡温泉こそが、やはり中心であり、誘客や波及効果の面からももっと根本的な行政の支援が魅力づくり、地元の寸又の方たちと話し合い、協力して魅力づくりが絶対必要だと思いますけれども、今、お客が減るままになっています。

こういうことをしながら、千頭駅前温泉がなくては絶対ならない状況が私はどうしてもわからないんですけれども、それより今、供給している3軒の旅館さんときちんと話し合っ、補償の問題など話し合っ、泉質的にもよくない温泉だから、これ以上お金をつぎ込むよりは補償の話をするとか、そういう対応も、行政の対応も必要ですし、町長は先ほど一回限りなんて言った覚えはないと言われますけれども、私たちは全協でも、多分一般質問の中澤議員の答えでも一回限りというふうに言ったかどうかははっきりと確認していませんけれども、やはり町長はこういう多額なお金を使うということは許されないことだろうと、繰り返し使うことは許されないだろうふうな答弁をされているわけですから、やはり、この次はどうするよという話を地元の方たちとちゃんと了解を得ないと、この事業は私は工事はやるべきではないと思っています。そういう行政の対応が、まだまだ何か生ぬるい、もう1,300万円の調査費認められたんだから、あとはもうちゃんとやれるんだと、全部議会からゴーサインが出たんだというふうに考えているとしたら、私は住民の目はそんなに甘くないということを指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。4番、中田君。

○4番（中田隆幸君） 4番、中田でございます。

それこそ、議案第11号、川根本町温泉事業特別会計補正予算に賛成の立場から討論をやらせていただきます。

それこそ、この温泉を使って営業しております3つの旅館、1つの温泉施設、もう一つは、私のうちの前にございます創造と生きがいの湯と、この5つがあるわけでございますが、これが1年間とまったままでかなりのダメージを受けていると。これは私が見る限りであります。あそこの私の前の創造と生きがいの湯は、シルバー人材で年寄りがパートに来て、あそこで働くことを助けていただいていると、こう言っている人もおる中で、やはりこれだけのお金をかけて、やはりやるべきだと私は賛成の立場から言うわけでございますが、なぜかといいますと、ここに寸又峡温泉、接岨峡温泉、白沢温泉、それと中川根にあります梅島下の温泉と、この千頭温泉が一体となって、この町の発展のためにやるべきだと思っておるところでございます。

これは先ほど課長も言いましたけれども、この営業している皆さんに今後、本当にやっていただいて、これがこの町のためになるんだと、こういうことを切にお願いできるように、またそういう委員会を立ち上げて、ここを大切にしていくなための今までの調査費のためにも、今やらなければならないと私は思い、ここで賛成の立場から討論をさせていただきました。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) これで討論を終わります。

これから議案第11号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、議案第11号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第14	議案第12号	平成23年度川根本町一般会計予算
-------	--------	------------------

日程第15	議案第13号	平成23年度川根本町国民健康保険事業 特別会計予算
-------	--------	------------------------------

日程第16	議案第14号	平成23年度川根本町後期高齢者医療事業 特別会計予算
-------	--------	-------------------------------

日程第17	議案第15号	平成23年度川根本町介護保険事業特別 会計予算
-------	--------	----------------------------

日程第18	議案第16号	平成23年度川根本町簡易水道事業特別 会計予算
-------	--------	----------------------------

日程第19	議案第17号	平成23年度川根本町温泉事業特別会計 予算
-------	--------	--------------------------

日程第20	議案第18号	平成23年度川根本町いやしの里診療所 事業特別会計予算
-------	--------	--------------------------------

- 議長(板谷 信君) 日程第14、議案第12号、平成23年度川根本町一般会計予算から日程第20、議案第18号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありません。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第18号まで一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第12号、平成23年度川根本町一般会計予算の概要について説明い

たします。

平成23年度当初予算は、56億4,500万円です。前年度と比べ4億6,000万円、率にして8.9%の増額となる予算を編成させていただきました。

平成20年度から国の経済対策等に係る地域活性化関連の補正予算において、本町はこの平成22年度3月補正までで約9億600万円の交付金をいただき、163本の事業を展開しております。

このような中、平成23年度予算につきましては、国の経済対策に呼応した事業の展開として、住民の生活環境の向上を重点に地域の要望にこたえられる予算編成に努めました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について、大まかな説明をさせていただきます。

平成23年度予算編成に当たっては、東海地震や集中豪雨等の災害対策、医療福祉面での健康福祉対策、情報通信基盤整備などの安心して暮らせる環境基盤整備、住民の地域づくり活動やその活動拠点となる施設整備への支援などの住民主役のまちづくり、富士山静岡空港から南アルプスまでの大井川流域一体となった施策の展開や恵まれた資源を生かした情報発信による地域の元気再生を目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、財源の構成では、自主財源が38.6%、依存財源が61.4%となっております。

地方交付税が38.1%、町税が22.5%、国・県支出金が11.3%となり、財政調整基金などの繰入金が10.8%、町債が8.4%を占める割合となっております。

地方交付税では、国勢調査における人口減少による減額の影響はありますが、国の交付税予算措置額の伸び等を勘案し、前年度と同額を計上しました。

町税につきましては、退職者の増加や昨今の景気低迷による町民税個人分の所得割が減額となります。

国庫支出金の増額は、障がい者自立支援給付費の伸びが主なものであります。

県支出金は、林道開設・改良事業の伸びにより32.6%の増となっております。

自主財源では、集会所等修繕の増加に伴う負担金により分担金及び負担金が34.5%の増、財政調整基金を含む繰入金は、積極的な事業展開を図るため3億4,622万3,000円、率にして133%の増となりました。

歳出予算の目的別の構成比では、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は20.8%、自治振興事業、町営バスの運行、環境対策の推進、地域情報網の整備に関す

る総務費が18.6%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や飲料水供給施設・水道施設整備の促進による清浄で安定した水の供給を図る衛生費は11.1%、小中学校の管理運営、町民の社会教育やスポーツ振興を図る教育費は9.9%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が7.8%を占めています。

また、起債の元利償還金である公債費は、14.5%と依然、大きな割合を占めています。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や生活環境整備の増額により投資的経費が13.9%で、前年度より70.7%の増となっております。

義務的経費は、退職者補充の抑制に伴う人件費や公債費は減額ですが、扶助費において、障がい者福祉費、児童福祉費の伸びにより7.1%を占め、前年度より20.3%の増となったため3,104万2,000円、率にして1.3%の増額となりました。

物件費では、総合計画後期計画策定費等の各種計画の策定が含まれています。

なお、物件費の減額と補助費の増額は、ごみ処理と常備消防事務委託料が物件費から補助費へ移ったことが主な理由です。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は、8,888万6,000円です。前年度と比べ2,566万5,000円の増額です。議員年金制度の廃止による負担金の増が主なものです。

第2款総務費は、10億4,941万9,000円です。前年度と比べ1億2,075万7,000円の増額です。元藤川グラウンド改修工事等の町有施設の維持工事、平成22年度からの継続であります地域自治会振興事業交付金と集会所の機能向上のためのコミュニティ施設整備事業費補助金、新規として町内集会所耐震補強事業などの安全対策や川根本町総合計画の後期計画策定経費、川根茶等の市場開発調査・推進事業費、中国龍泉市との友好都市推進事業費、島田市と共同開催のSLフェスタ事業を計上し、地域の元気再生を目指します。

第3款民生費は、11億7,459万7,000円です。前年度と比べ8,766万5,000円の増額です。子育て支援センターや放課後子どもプラン事業の実施や外出支援事業の充実、新たにひとり暮らしの高齢者を対象とした救急情報キット整備事業により、安心して子供を育てられる福祉の環境づくりに努めます。

第4款衛生費は、6億2,854万6,000円です。前年度と比べ2,968万7,000円の増額です。子ども医療費助成事業として、23年度から中学3年生まで食事療養費を除く医療費全額支給のための経費、インフルエンザ予防接種助成の拡大や町単独分を含んだ子宮頸がんワクチン接種助成、各種予防接種助成費や町内医療機関の医療機器整備の推進により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は、191万4,000円です。

第6款農林水産業費は、4億4,165万9,000円です。前年度と比べ9,079万5,000円の増額となりました。耕作放棄地対策をはじめ、有害鳥獣対策、間伐の促進や林道整備により本町の景観整備を含めた茶業・林業の振興を図ります。

第7款商工費は、3億1,158万7,000円です。前年度と比べ6,130万7,000円の増額です。経済対策として、引き続きプレミアムつきお買いもの券発行事業費補助、住宅リフォーム推進事業を盛り込んでいます。また、キャンプ場、登山道など観光施設修繕工事やイベント等による情報発信により交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、2億1,038万2,000円です。前年度と比べ2,160万4,000円の増額です。道路や急傾斜地対策等の推進により快適で安全な社会資本整備に努めます。

第9款消防費は、3億7,119万5,000円です。前年度と比べ5,652万1,000円の増額です。常備消防への委託費のほか、消防団の設備更新、自主防災会の防災資機材購入費補助、新たに災害時の安全対策として茶工場等の防油堤の改良費等への補助として、少量危険物貯蔵施設整備補助金を計上しました。また、静岡県総合防災訓練が大井川地域を会場として本年8月27、28日に開催されます経費を計上し、防災意識の高揚を図ります。

第10款教育費は、5億1,453万3,000円です。前年度と比べ80万1,000円の増額です。小中学校の校務用パソコン整備、南部小学校複式学級対応のための講師経費、本川根中学校の格技場耐震工事、小中学生の英語・県外研修により教育環境の充実を図ります。

第11款災害復旧費は、1,637万3,000円です。前年度と比べ58万6,000円の減額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は、8億2,090万9,000円です。前年度と比べ3,419万3,000円の減額です。これは、過去の過疎対策事業債等の償還完了によるものです。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上しました。

次に、歳入でございます。

第1款町税は、12億6,778万円です。前年度と比べ3,850万3,000円の減額です。退職者の増加や昨今の景気低迷により、町民税個人分、所得割が大きく減少しています。

第2款地方譲与税は、5,000万円です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

第6款地方消費税交付金は、7,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は、1,800万円です。

第8款地方特例交付金は、1,800万円です。

第9款地方交付税は、21億5,000万円です。前年度と同額です。普通交付税は21億円、特別交付税を5,000万円計上させていただきました。

普通交付税については、平成22年度の国勢調査人口の減による影響はありますが、国の交付税予算措置額の伸びより同額としたものです。

第10款交通安全対策特別交付金は、100万円です。前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、4,785万4,000円です。前年度対比1,228万2,000円の増額です。

集会所等大規模修繕費負担金、保育料が増額となっています。

第12款使用料及び手数料は、6,198万1,000円です。前年度対比130万1,000円の減額です。

第13款国庫支出金は、2億1,950万6,000円です。前年度対比2,257万4,000円を増額です。障がい者自立支援給付費負担金が増額となっています。

第14款県支出金は、4億1,534万6,000円です。前年度対比1億202万3,000円を増額です。国庫同様、障がい者自立支援給付費負担金の増額と林道開設・改良により道路整備交付金事業、森林環境保全整備事業の追加、県総合防災訓練に係る大規模地震対策等総合支援事業林業交付金事業の追加が主なものです。

第15款財産収入は、3,594万2,000円です。前年度対比217万6,000円を増額です。

第16款寄附金は、2,000円の科目設置です。

第17款繰入金は、6億663万2,000円です。前年度対比3億4,622万3,000円を増額です。特別会計繰入金が科目設置の3万6,000円で、基金繰入金が6億659万6,000円です。23年度は、通常事業に加え地域の要望にこたえるための事業経費として、財政調整基金を4億6,000万円と大幅に繰り入れて事業の展開をしていきます。

第18款繰越金は、1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億55万7,000円です。前年度対比13万6,000円を増額です。

第20款町債は、4億7,520万円です。前年度対比1,570万円の増額です。過疎対策事業債が1億530万円、公共事業等事業債が1,510万円、教育施設等整備事業債が480万円、臨時財政対策債は3億5,000万円です。

以上が平成23年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第13号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,850万円で、前年度と比べ2,150万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、2,523万5,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は、6億6,628万7,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などの計上があります。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,148万8,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として30万6,000円です。

第5款老人保健拠出金は、24万9,000円です。

第6款介護納付金は、5,210万3,000円です。

第7款共同事業拠出金は、9,623万3,000円です。高額医療費共同事業拠出金として保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,501万1,000円です。特定健康診査等事業費、特定健診及び特定保健指導費用、人間ドック費用助成事業などを計上しております。

第9款基金積立金は、43万7,000円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、114万9,000円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は、2億4,986万円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億6,707万9,000円です。

第4款療養給付費交付金は、3,919万9,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億4,600万2,000円です。

第6款県支出金は、2,344万2,000円です。

第7款共同事業交付金は、8,946万8,000円です。

第8款財産収入は、43万7,000円です。

第9款繰入金は、6,299万円です。一般会計繰入金が5,898万8,000円で、基金繰入金は400万2,000円です。

第10款繰越金は1億1,000円です。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成23年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

次に、議案第14号、平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億710万円で、前年度と比べ300万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億694万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、7,883万1,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、2,811万2,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成23年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

次に、議案第15号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,280万円で、前年度と比べ5,390万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

23年度が第4期介護保険事業計画の最終年度になります。給付費の見込みに基づいて、必要額を計上させていただきました。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,771万2,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、9億9,820万5,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、6万8,000円です。

第5款地域支援事業費は、2,677万8,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を実施する経費、福祉介護手当などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は、1億4,586万7,000円です。

第2款使用料及び手数料は、3万7,000円です。

第3款国庫支出金は、2億7,721万7,000円です。

第4款支払基金交付金は、3億151万7,000円です。

第5款県支出金は、1億6,231万5,000円です。

第6款財産収入は、6万8,000円です。

第7款繰入金は、1億7,570万円です。一般会計繰入金が1億6,700万7,000円、積立基金繰入金が869万3,000円です。

第8款繰越金は、1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、7万8,000円です。

以上が平成23年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第16号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,950万円で、前年度と比べ5,500万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表のとおりであります。

23年度には、地名簡易水道施設整備事業の完成により中川根地域の主な施設整備が終了となります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,577万2,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、1億9,831万円です。地名簡易水道施設整備事業、田代・大沢の配水池等設置工事を計上しております。

第3款公債費は、1億3,441万8,000円です。過疎債、水道債の元金及び利子の支払いであります。

第4款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,222万4,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款国庫支出金は、2,236万5,000円です。

第4款県支出金は、158万円です。国庫・県とも地名簡易水道施設整備によるものであります。

第5款財産収入は、114万6,000円です。

第6款繰入金は、1億4,899万7,000円です。一般会計繰入金は1億2,127万4,000円で、施設建設と公債費への支援が主なものです。基金繰入金は2,772万3,000円です。

第7款繰越金は、248万6,000円です。

第8款諸収入は、1万2,000円です。

第9款町債は、8,060万円です。地名簡易水道施設整備に伴う過疎対策事業債及び簡易水道事業債によるものです。

以上が平成23年簡易水道事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

次に、議案第17号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,270万円で、前年度と比べ410万

円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、1,177万4,000円です。職員人件費、事務費と接叡峡温泉からの温泉運搬経費です。

第2款温泉事業費は、2,077万6,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業、接叡峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は、5万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は、462万9,000円です。

第2款財産収入は、5万円です。

第3款繰入金は、2,791万7,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成23年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

最後になります。

議案第18号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,230万円で、前年度と比べ170万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,476万9,000円です。医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。

第2款医業費は、738万円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療収入は、2,986万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、15万1,000円です。

第3款繰入金は、1,228万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成23年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は議案第12号から議案第18号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第18号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第18号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

散 会

- 議長（板谷 信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月3日から3月15日までの13日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から3月15日までの13日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 3 時 4 1 分